

長野県栄村青倉集落の受託作業班の試みと山村集落の存続をめぐる問題

——山村から考える“持続可能な社会”——

松尾 真

MATSUO Makoto

1. はじめに
2. 長野県栄村青倉集落——受託作業班の挑戦と集落の現状
3. 農業、山村・集落、そして持続可能な社会とは
4. 農政改革の概要とその問題点
5. 山村集落の持続化に何が必要か

1. はじめに

本稿は長野県の山村（農政統計の地域類型でいう「山間地域」）の1つである栄村の青倉集落の調査・分析をとおして、「持続可能な社会」について考察しようとするものである。

青倉集落では2006年度から、集落の40～50歳代を中心とする15名の受託作業班が結成され、耕作放棄田を耕作し、米をつくる試みが始められている¹。これは、山村集落の限界集落²化—集落消滅という問題が全国的に深刻化しているなかで、山村集落の存続、持続化を図る、大きな意義を有する挑戦として位置づけることができる。

ところで、地球環境問題が人類社会の最重要課題の1つとして認識され、1992年の地球サミット等をとおして「サステイナブル・ディベロプメント Sustainable Development」（持続可能な発展）という概念が一般化したことをうけて、昨今では「持続可能な社会」ということがかなり盛んに議論されている。筆者はこの4～5年間の間、この「持続可能な社会」というテーマを考え続けてきた。当初は環境政策論的な問題意識から接近し、文献研究や北欧諸国の政策事例の検討を主たる作業としていた。しかし、3年ほど前に、学生の調査研究の関係で長野県栄村を知り、この1年間（05年8月～06年9月）に15回、現地を訪れた。「過疎地域」、「山村地域」と呼ばれるところを実際に訪れ、さまざまな話を聞いたり、現地の暮らしや農作業を見たりしていると、アカデミズムの世界や行政施策のなかで語られる「持続可能な社会」論の空虚さ、さらにいえば反「持続可能」性を強く感じずにはいられない。

栄村は、「平成の大合併」を拒否し、「自律の村づくり」を進めている村として著名である³。そして、上述のように耕作放棄田をなくす受託作業班形成一米づくりが試みられている。

だが、栄村、そしてその青倉集落の「持続可能性」をめぐるのは、非常に厳しい状況がある。高齢化の進展、農業構造改革という名の農業・農村再編（破壊）、地方財政の締め付け等々である。しかし、青倉集落－栄村の存続、持続可能化なくして「持続可能な社会」などありえないというのが、私の考えである。

そういう意味で、青倉集落の受託作業班の挑戦とそれを取りまく諸問題、同集落の現実を具体的に検討し、そのことをとおして「持続可能な社会」とは何か、「持続可能な社会」にむけていかなる政策が求められているのかを考察していきたい⁴。

2. 長野県栄村青倉集落——受託作業班の挑戦と集落の現状

本節では、長野県栄村青倉集落での「受託作業班」と集落の概要を提示する。

2-1 受託作業班結成の経緯と趣旨

受託作業班の概要

受託作業班は、2005年8月に正式発足した。青倉集落在住の主に40～50歳代を中心とする15名が構成メンバーである（表1）。

うち1名は2006年9月に会社勤務を辞め、農業専業となったが、他はすべて勤めを持つ人たちである。また、7～8名はこれまでも自家で一定の規模の水田を一家の主軸として担っているが、それ以外のメンバーは親の耕作を田植え・収穫時に少し手伝うだけ、あるいは自身はほとんど農業経験がないという人たちである⁵。

2005年度は、作業班が受託した耕作放棄田1.8haの保全管理（畦刈り及び田起こし）のみを行ったが、06年度、受託耕地1.8haのうち1.6ha

表1 受託作業班メンバー一覧

	年齢	職業	自家農作業状態
1	56	会社員	耕作の中心
2	46	自営	父と協働で
3	48	土木	手伝い
4	58	議員	農地なし
5	47	J A職員	耕作の中心
6	45	自営	耕作の中心
7	48	役場職員	手伝い
8	46	会社員	耕作の中心
9	49	自営	耕作の中心
10	63	左官	耕作の中心
11	43	会社員	若干の手伝い
12	40	役場職員	耕作の中心
13	42	役場職員	若干の手伝い
14	43	役場職員	手伝い
15	36	森林組合	耕作の中心に近い

年齢は作業班結成時

(内面積 1.0ha) で作付けを行った (残りの 0.2ha は保全管理のみ)。

メンバーの自家田の作付けの後に受託田の耕作を行うことが基本となるので、06 年度の作付けは、田起こしが 5 月 28 日、代かき 6 月 11 日、田植え 6 月 17 日であった⁶。収穫は 10 月 9～11 日に行われ、収量は受託田全体で 54 俵 (1 反当たり平均 5 俵) だった。06 年度の収穫について、作業班では「作柄はやや不良。ともかく 1 年目をやりきった。平素の水管理など改善すべき点も多くある」と総括している。

経緯——中山間地域等直接支払制度の見直し・新集落協定締結をめぐる困難

受託作業班の結成に至った経緯は以下のとおりである。

青倉集落では、2000 年度からの中山間地域等直接支払制度 (2009 年度までの 10 年間) のスタートに伴い、5 つの集落協定が締結されていた。政府は直接支払制度前半 5 年間で終了した時点で「見直し」を行い、後半の 5 年間については「一集落一協定」とすることを求めた。そのため、青倉集落では 5 つの協定を 1 つに統合することが必要となった。

05 年度当初から、2005～09 年度の新協定についての集落内協議が進められたが、これまでの協定参加者の中から、高齢化のために「5 年間、耕作を続けられるかどうか不安だ」という声が出て、新協定締結に暗雲が生じた。直接支払制度では、5 年間の協定期間中に耕作継続不能 (放棄) となった場合、それまでに支給された交付金の返還が求められる。高齢者はこの交付金返還という事態を恐れて、協定参加に躊躇せざるをえなかったのである。

そういうなかで、5 月から 7 月にかけて、「できるだけ耕作放棄地を出さないで農業基盤を維持していくためにはどうしたらよいか」をめぐって、「若者層で今後の農業問題について意見交換」が数度にわたって行われた。

喧々諤々の議論が展開されたが、「もし耕作ができなくなった方が出ても、その作業をうけて協定面積だけでも維持しよう」⁷ということになり、受託作業班が結成されることとなった。そして、8 月末、青倉の 22ha について新しい集落協定が締結されるに至ったのである。協定参加者は農業者 31 名、生産組織 1 組織 (受託作業班) である⁸。

受託作業班結成の趣旨

受託作業班結成の趣旨は、直接支払制度協定継続 5 ヶ年期間中に耕作継続が困難化するのではないかと不安を抱く高齢者に対して、耕作困難となった場合はその耕作を請ける (請け負う) という保証をし、集落協定を可能にすることにある。

直接的には、集落協定締結にとって必須の条件である「協定対象地が一团の団地を形成していること」という条件を満たすために、すでに耕作放棄地となっている約 1ha の耕作を受託することがまず求められた。これらの耕作放棄地の地主はすべて村外居住者である。その後、集落内居住耕作者 K さんから作業委託の申請があり、約 45a を受託した。K さんは 06 年度も自ら 60a の耕作を続けているが、集落の棚田部分（西山田団地）にあつて、高齢者にとっては作業がかなり大変な田の耕作が委託されたのである。

営農者の高齢化にともなつて耕作放棄地が出るのを防ぐという趣旨自体、非常に大事なことであり、受託作業班結成の意義の 1 つの核心をなすものである。

と同時に、受託作業班結成の趣旨と意義には、それを超えるものもある。

「若者層」の「意見交換」の過程で、現時点では会社勤務している 40～50 歳代のメンバーが「定年退職後にどのような暮らしをするのか」が議論された。「サラリーマンのため農業を継ぐのはむずかしい」という意見も出たが、「その時（定年）になってからでは遅い」、「いま、農業をできるようにしておくことが必要」といった意見が出され、さらに「農地を守りたい」という意見も出て、これまではほとんど農作業をしてこなかった人も含めて受託作業班を結成することが合意されたのである。いいかえれば、今次協定の対象となっている向こう 5 年間だけでなく、10 年先の青倉集落を展望しての受託作業班の結成だということである。

したがってまた、受託作業班の結成にあたっては「将来的には施設や作業の共同化などを視野に入れ」ることが謳われている⁹。「施設の共同化」とは、作業班が受託した農地の多くが 1 反以下の狭隘な田から成っていることから、「田直し」¹⁰によって圃場整備することなどを指している。また、「作業の共同化」とは、当面はとりあえず各人の自家の機械の持ち込みに頼っているが、将来的には作業班での機械の共同購入などを行い、集落営農化を進めることを展望するものである。

今回の作業班結成は、現在の現役営農者が高齢化によって耕作が困難化する 5～10 年先を見越して、青倉集落の営農（米作り）と集落そのものの存続を確保していこうとするものなのである。その意味で、本稿の冒頭に述べたように、「山村集落の限界集落化—集落消滅という問題が全国的に深刻化しているなかで、山村集落の存続、持続化を図る、大きな意義を有する挑戦」と評価できると考えるのである。

2-2 青倉集落の環境と歴史

栄村は面積 271.51km²だが、そのうち 92%が森林である。山村振興法（1970 年制定）にいう山村¹¹に該当する。また、農業統計の農業地域類型でいう「山間農業地域」¹²にも該当する。

青倉集落は、その栄村の 4 地区（水内、東部、西部、秋山）のうち、水内地区に属する集落である。水内地区は、千曲川沿いであって、各集落の裏側には関田山脈が迫ってきている。いずれの集落もかなり狭隘な地域である。集落の居住地部分およびその周辺に展開する農地は比較的平坦であるが（青倉集落の場合、標高 300m 程度）、農地（田んぼ）の多くは集落後背の山地を拓いて形成された棚田である。青倉の場合、中山間地域直接支払制度の集落協定が締結されている農地 21.7952ha の大部分が標高 400m から 800m に展開している。両側を 2000m 級の山（苗場山、鳥甲山）に囲まれ、中津川の溪谷部に存在する秋山郷などと比較すると、集落（居住地）そのものは比較的平地的な環境にあるとはいえ、やはり山村集落である。

人口は栄村全体で 2549 人、青倉集落は 151 人である。村全体の高齢化率は 41.7%で、青倉集落は 45.7%である¹³。

集落の自然条件には、上に述べた土地の狭隘さ、山地性にくわえ、最重要の問題として雪が多いということがある。「平成 18 年豪雪」となった 2005 年～2006 年の冬期では、青倉集落中心部での積雪が 3m50cm を超え、集落の中を走る旧国道沿いの“雪の壁”¹⁴は 6m に達した。冬の間、田んぼは完全に雪の下になる。例年、田んぼから雪が消えるのは 4 月中旬頃であるが、棚田部分はそれよりも 1～2 週ぐらい遅れる。2006 年の場合、青倉集落のある水内地区の消雪日が 5 月 10 日と遅かった。棚田部分は、冬期、農道が雪に埋もれ、田んぼに行くことすらできない。棚田に通じる農道については、4 月中にブルドーザーで除雪する「春山除雪」を行う。2006 年は 4 月 17～20 日に行われた¹⁵。

このように栄村、青倉集落とその農業を考える場合、中山間地域等直接支払制度にいう「山間地域」だということにくわえ、豪雪地域という条件をしっかりとおさえておくことが重要である。

米自給の困難と水内開拓

青倉集落では（水内地区全体にも共通するが）、米作地域でありながら、昭和 30 年代まで米の自給が困難であった。集落が関田山脈と千曲川に挟まれた非常に狭隘な土地にあり、農地が限られていたことが最大の原因である。山を拓き、田んぼを広げるには水の確保が必

要だが、千曲川からの取水は不可能であり¹⁶、また、山からの川の水量は集落平坦部の田んぼに必要な水を確保するので精一杯であった。

このため、水内地区では、関田山脈の一角を構成する野々海高原の山頂部分にある湿地に積もる雪の雪解け水を貯水し、その水を集落に引くことで新たな開田を可能にすることを、明治時代から、念願としていた。戦前、繰り返し計画されたが、実現には至らなかった。戦後、日本全土の食糧不足のなかで、ようやくにして国費事業として認められ、1949（昭和24）年から1964（昭和39）年までの15年の歳月をかけて、野々海池の築堤、水路建設、水内新田開拓の大事業が実現された。野々海池の総貯水量136万582m³、新田開拓89.4haである¹⁷。

この野々海池築堤－水内開拓の歴史は、「村人自身の手による村（集落）づくり」という意味で画期をなすものであり、これからの青倉（一栄村）の自律を考えるうえでも重要な意味を有している。

農業の概要——兼業農家が基本

青倉の農業は、2005年農林業センサスでは、総経営耕地面積23.26ha、農業経営世帯数29世帯となっている。

農林業センサスの区分では「専業」が10世帯となっているが、それは基本的に年金を受給しながら小規模な営農を行っているもので、農業収入で生計をたてられているものではない。「農産物販売金額」は2005年農林業センサスでは100万～200万円が8軒、100万円未満が21軒である。

青倉の多くの世帯は、30～50歳代が世帯主の場合、すべてが会社勤務等で生計を維持し、世帯主本人が土日のみの農作業で米づくりをする、あるいは65歳以上の高齢者の親が日常の農作業を行うという兼業（第2種兼業）が基本である¹⁸。

2-3 準限界集落としての青倉集落

青倉集落の概要は以上のとおりだが、本稿がテーマとする集落の持続化という観点からみると、重要な問題は、青倉集落がじつは2007年には「限界集落」となることが必至の準限界集落だという点にある。

青倉集落の世帯構成

青倉集落世帯別年齢構成

A 地区

世帯番号	性別	続柄	年齢	備考	世帯種別
1	男	夫	76		○
2	男	妻	61		
3	女	夫	71		○
	女	妻	65		
4	男	夫	68		
	女	妻	33		
	男	子	37	家歴は親と別	△
	女	子の妻	35		□
	男	子の子	4		
	男	子の子	2		
	女	子の子	0		
5	男	夫	74		
	女	妻	69		
	男	夫の兄	83		
	女	兄の妻	85		
6	男	夫	59	県内他市在住	
	女	妻	48		△
7	女	妻	22	他県学校在学中	
	男	子	19	他県学校在学中	
	男	夫の父	85		
	女	夫の母	72		
8	男	夫	84	子どもなし	◎
	女	妻	73		
9	女	妻	64		
	男	子	39		
	女	夫の母	94		
10	男	夫	69		◎
	女	妻	44		△
	女	妻	31		□
11	男	夫の父	73		
	女	夫の母	71		
12	男	夫	72		◎
	女	妻	69		
13	女	妻	58		
	男	子	33		□
14	男	夫	57		
	女	妻	56		
15	男	夫	71	入籍中	○
	女	妻	71		
16	女	妻	78		◎
	男	夫	61		
	女	妻	65		
17	男	子	33	県内他市在住	□
	女	妻	32		□
	男	子	2		

B 地区

世帯番号	性別	続柄	年齢	備考	世帯種別
18	男	夫	74	入籍中	○
	女	妻	73		
19	男	夫	79		○
	女	妻	74		
	男	夫	48	県内他市通勤	△
20	女	妻	49		
	女	子	19	専門学校生	
	女	子	16	高校生	
	男	夫の父	80		
21	男	夫	67		
	女	妻	65		
	女	子	33		
22	男	夫	73		○
	男	妻	66		
23	男	夫	65		◎
24	男	夫	66		◎
	女	妻	60		
25	女	妻	40		
	男	夫	27	県内他市在住	□
	男	夫	73		
26	女	妻	70		
	男	子	39	県内他市通勤	
27	女	妻	82		◎
	男	夫	78		
	女	妻	76		
28	男	子	47	隣接町通勤	△
	女	子の妻	44		
	男	子	12		
29	男	孫	84		
	女	孫	30		□
30	女	妻	72		◎
31	男	夫	63		
32	男	夫	60		
	女	妻	88	入籍中	
	男	夫	58		
33	男	夫	50		
	女	妻	50		□
	男	子	24		
	女	夫の母	85		
34	男	父	50		△
	男	父	77		
	母	78			
	男	夫	78		○
	女	妻	77		
35	男	夫	49	家歴は親と別	△
	女	妻	47		
36	女	子	20		□
	男	子	18		□
	男	夫の父	75		
	夫の母	75			
37	男	夫	78		
	女	妻	71		
	男	子	44	村内勤務	△
	女	子の妻	36		
	男	夫	62		
	女	妻	56		
38	男	子	32	親とは別居	□
	女	子の妻	30		□
39	男	夫	60		
40	女	妻	56	ふるさとの家	

C 地区

世帯番号	性別	続柄	年齢	備考	世帯種別
41	男	夫	73		
	女	妻	67		
	男	子	43	家歴は親と別	△
	女	子の妻	43	県内他市通勤	
	男	子の子		県内他市で在学	
42	男	夫	70		
	女	妻	65		
	男	夫の父	88		
	女	夫の母	86		
	男	夫	72		
	女	妻	70		
43	男	子	41		△
	女	子の妻	34		□
	男	子の子		小学生	
	女	子の子		小学生	
	男	子の子		保育園児	
44	男	夫	57	職専業	
	女	妻	78		
45	男	夫	82		○
	女	妻	83		
46	女	妻	86	他県在住	◎
47	男	夫	80		◎
48	男	夫	75		○
	女	妻	77		
	男	夫	64		
49	女	妻	61		
	女	子	27		□
50	男	夫	80		
	女	妻	78		
51	男	夫	82	高齢者センター入居	◎
52	女	妻	84		◎
53	女	妻	76		◎
54	男	夫	47		△
55	男	夫	74		○
	女	妻	71		
56	女	妻	82		◎
	男	夫	51	52の子	△
57	女	妻	32		□
	子	3			
	子	3			
58	男	夫	72		○
	女	妻	61		

◎ = 65歳以上独居
 ○ = 65歳以上夫婦のみ
 △ = 35～55歳が世帯主
 □ = 35歳以下（生産年齢）

青倉集落の現在の全世帯構成を表2に示した。表からわかることを整理してみよう。

第1は、高齢化率が49.3%に達することである。表2では2006年末時点の年齢を示しているが、2006年末までの新たな出生や多人数の転入は見込まれないことから、2007年には高齢化率が50%を超えることが確実である。

第2は、集落58世帯のうち、65歳以上の独居世帯ないし夫婦2人のみ世帯が26世帯もあることである。これは後継者がいないことを意味している。たしかにこれらの世帯でも子どものいる人が多いが、子どもは村外に居住している。そして、そのほとんどの場合、子どもが帰村する見込みはない。10年後の青倉集落の世帯数は30世帯前後になる可能性が大なのである。

第3は、世帯主が35歳～55歳の世帯が13世帯しかないことである¹⁹。これは、今回、受託作業班を結成した人たちとほぼ重なる。そして、第4に、35歳以下（生産年齢人口に限る）が16人しかいないことである²⁰。これは、現在の作業受託班に続いて青倉集落の農業を担う層がきわめて薄いことを意味している。

5年後、10年後の青倉集落

以上のことから5年後、10年後の青倉集落の姿を描き出してみると、じつにおそるべき姿が見えてくる。

現在65歳以上の人たちは、早ければ5年後、遅くとも10年後には、集落の田んぼの大部分を占める棚田での耕作を続けることが困難になる。いいかえれば、棚田部分を中心として大量の耕作放棄田が発生するということである。

もちろん、そうした事態の発生を未然に防止するために、今回の作業班結成がなされたのであるが、作業班の人数、作業条件等を考えた場合、現在の作業班だけで耕作放棄田の発生をすべて食い止めるのは、かなり難しいと言わねばならない。「施設や作業の共同化」が不可欠であるが、それらのためには、作業班（集落）の努力だけでは打開しきれない課題が山積している。

青倉集落とその受託作業班の試みを分析・考察することをおして、山村の持続化の途を真剣に、そして創造的に考えなければならない所以である。

2-4 中山間地域の全国的状況と青倉集落の挑戦の意義

以上のような青倉集落の現状および5～10年後の展望を、中山間地域の全国的状況、日本全国の農業（とくに米づくり）の現状と重ね合わせてみると、本稿での検討テーマの重大性がいっそう明確になる。

日本全土で山村振興法の対象とされている山村は755村（村全域指定、一部指定を合わせて）で、日本の総面積の47%を占める。他方、その人口は490万人で、日本の総人口の4.0%にすぎない²¹。また、山村に限定されるわけではないが、過疎地域の指定を受けている地域は日本の総面積の54.1%、人口は約1064万人（日本の総人口の8.3%）である²²。

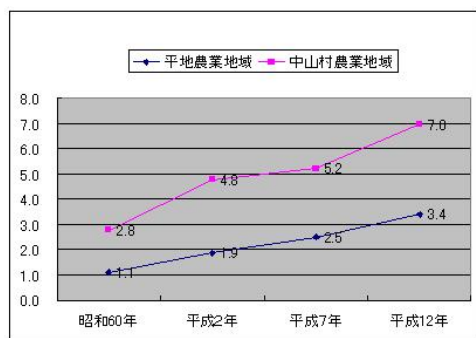


図1 耕作放棄率の推移

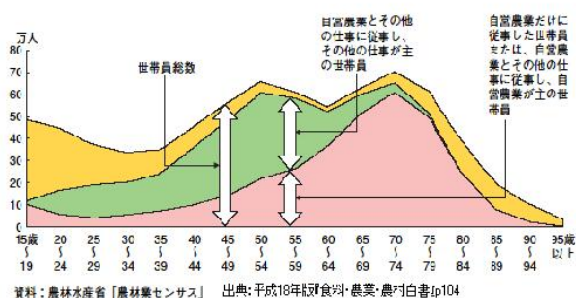


図2 年齢階層別に応じた農家世帯員数(2005年、男女計)

耕地面積についてみると、中山間地域は201万3千haで、日本の耕地面積の41.4%を占め

ている。うち、山間農業地域は 51 万 3 千ha、10.6%である²³。

そこで、耕作放棄率（2000 年）についてみると、平地農業地域では 3.4%だが、中山間地域では 7.0%に達する。他方、栄村でも見られるように山村ー中山間地域では高齢化率が高いが、耕作放棄と高齢化率の間には密接な関係があり、高齢化率 20～30%では耕作放棄率 2.1%であるのに対して、40～50%で 12.7%、50%以上では 21.6%にも達する²⁴。

過疎化と高齢化によって集落が消滅するという事態がすでに全国各地で発生しているが、いずれ消滅が必至とされる限界集落はそれ以上に増大している。実際、旧国土庁が 99 年に消滅の可能性がある集落の数について全国の市町村に尋ねたところ、「10 年以内に消滅」419 集落、「10 年以降に消滅」1690 集落という結果がでた²⁵。また、2004 年の国土交通省の同様の調査では、「今後 10 年以内に集落消滅の可能性はあるか」という問いに対して、市町村の 19%が「ある」と回答している²⁶。

ところで、農業従事者の年齢別構成と後継者について 1995 年農業センサスでみると、65 歳以上は全国平均で 28.4%、平地農業地域では 25.9%、中山間地域は 29.9%となっている。そして、「15 歳以上の同居後継がいる」は、都市的地域では 65.1%（うち「主に農業従事」は 7.9%）であるのに対して、中間地域では 51.1%（6.0%）、山間地域 46.2%（5.0%）である²⁷。

以上のことから言えることは、第 1 に、今後 10 年を展望した場合、耕作放棄地がさらに増大することが必至だということである。現在の農業従事者の主力の 1 つのヤマが 65 歳以上の層にある（図 1 参照）ことを考えると、今後の耕作放棄地の増大は図 2 に示された 1985（昭和 60）年から 2000（平成 12）年にかけての耕作放棄地増大の延長線上にはなく、急激な増加カーブを描く可能性が大だとみるべきであろう。しかも、その耕作放棄の多くは中山間地域に発生し、宅地・工場用地等に転用されるのではなく、ただ荒地と化したり、山に戻ったりするであろう。

第 2 に、農業従事者人口の大幅な減少である。一時に比べて新規就農者が増えているとはいえ、その規模は年間 8 万人程度（ただし 60 歳以上が 4 万人強）であり²⁸、現在の 65 歳以上の農業従事者（農業就業人口 334 万人中、65 歳以上は 58%²⁹）が 10 年後に引退した場合の大幅な減少を埋めるにはおよそ足りない。

第 3 に、日本の米生産量の大幅な減少が予想されるということである。2005 年の米総生産高は 1 万 1900t（水稻）であり、生産調整にもかかわらず、なお「米過剰」といわれている。ところが、上にみたように耕作放棄地が大幅に増え、現在 65 歳以上の農業従事者が大量に引退することを勘案すると、当然にも米生産量はぐっと減少する。その減少量は現在

の過剰米の量を大きく上回ることは間違いない。日本は「米過剰」から一転して「米不足」に転じるのである。「生産調整をなくせば、その不足分程度はカバーできる」という計算も成り立つと思われるかもしれないが、いったん転作あるいは耕作放棄した土での米作りの困難、さらには米価下落による米作りの困難化で農家の米作りへの意欲が後退し続けている現在の状況を考えるならば、事はそう簡単ではない。また、輸入米への依存ということも考えられるが、もともと世界の米市場で輸出市場への米供給量が限られていることと、経済成長の著しい中国やインドの米不足－輸入米需要の増大とを考えると、輸入米への依存を高めることに確たる展望があるわけではない。かくて、10年後の日本では、かなり深刻な「米不足」という事態が十分に想定されるのである。

第4に、国土の荒廃、自然災害の劇的な増加ということである。多くの農用地が耕作放棄される場合、上に指摘したように、その多くは荒廃するにまかせられるケースが増大するであろう。とくに山間地ではきわめて短期間のうちに「山に戻る」と予想される。その場合、「人の手の入らない荒れ山」となり、保水能力や水源涵養力が著しく低下したものとならざるをえない。最近、大雨時や台風時の洪水、山崩れ等の自然災害が増大しているが、それは単なる自然現象ではなく、山の手入れがなされなくなった結果としての人災の側面が強い。しかも、「山の手入れがなされない」原因は、しばしば指摘される林業の衰退－間伐等の放棄だけではなく、集落消滅によって人間の手が入らない山間地が増えた結果でもある。

このようにみえてくると、10年後の日本の農業－食料をめぐる状況、国土－自然環境をめぐる状況は戦慄すべきものだと言わざるをえない。政府の政策をはじめとして、日本社会の「将来展望」やそれに関連する政策は、時間ではいざいざ数年先から5年先程度しかみておらず、また、「先端産業」による「3%の経済成長」の実現などを謳うばかりで農業・農村（山村）のことなど真剣に省みようとはしないものばかりである。別の言い方をすれば、農業や山村のことを真剣に対象化しないからこそ、10年後の日本社会についてさほど深刻にならずに平静を保っているにすぎないのである³⁰。

2-5 青倉集落の挑戦の意義

2-3であきらかにした青倉集落の限界集落化の現実性、そして2-4でみてきた中山間地域の全国的な状況みると、青倉集落で2005年度から開始された、受託作業班による耕作放棄地の再耕作、耕作放棄地増大未然防止の取り組みの意義が非常に大きなものであること

は、ある意味では、言をまたないといえよう。

が、その意義や抱える問題点について、少し整理して提起しておきたい。

第1は、これから5年間（-10年間）の高齢化の進展-農業従事者数の減少と耕作放棄地増大という趨勢に対して、耕作放棄地の発生を未然防止するのみならず、耕作放棄地をなくし、（山村）集落の農業の存続・持続化を図る具体的な取り組みが開始されているということである。しかも、それが外部的な力や方策の導入によってではなく、集落内部の力の結集、集落からの新たな力の創造として試みられている点が非常に重要である。

第2は、この取り組みが、2-4であきらかにした農業従事者の減少-米生産量の大幅な減少という「米危機」に対処し、それを防ぐという意義をもつだけでなく、じつは山村（集落）そのものの存続、持続化を図るものでもあるということである。次節3で詳しく検討するように、農業というものの特質は、＜生産の中に生活があり、生活の中に生産がある＞というところにある³¹。集落が集落として存続することなくして、山村の農業の存続はありえない。

極端な話をいえば、現在の青倉集落の平坦部分（集落の家々があり、それを取り巻く平坦部の田んぼがある部分）をすべて1枚の田んぼにするという圃場整備をして、「担い手農家」1~2軒による大規模専業農業を実現すれば、数字の上では農業経営が「効率的かつ安定的」に成り立つと計算される³²。しかし、現実の問題として、それで農業が存続するというものではない。そういう「担い手農家」への集中を行った場合、直接的な問題として水路の維持・管理などが不可能化する。それだけではなく、現在の青倉集落に見られ、一定の人数の人びとが住み、日々の暮らしを営むことによって成り立っている山村集落の姿というものが消え去ってしまう。そのとき、山村集落は山村集落ではなくなり、その集落（の人びと）と自然環境との関わり合いのなかで形成されている山村的環境は維持しえなくなる。それはしばしば「農山村の多面的機能」³³と呼ばれているものの消滅を結果し、日本の環境全体の取り返しのつかない崩壊を引き起こすであろう。

青倉集落での取り組みは、まさに山村集落の山村集落としての存続、持続化を図るものであり、棚田等々の山村景観をはじめとして、いわば「ふるさととしての山村集落」の全体像を守っていくものだといえるのである

第3は、しかし、その青倉集落の取り組みによってさえも、山村集落の存続を展望するのは当面の5（~10）年にしかすぎず、そこから先は展望できないということである。そのことは2-3でみた「青倉集落の限界集落化」という事態をみればあきらかである。現在の

40～50 歳代による受託作業班の結成は、それがもっともうまく展開していった場合でも、青倉の農業を支えることが出来るのはいまから 10 年後ぐらいまでであろう。10 年後には作業班メンバー自体の高齢化が問題になってくる。また、青倉集落の人口構成からあきらかだが、現在の作業班につづく後継世代があまりにも極小で、10 年後以降の作業班の後継者を展望することが困難なのである。

栄村・青倉集落のような山村の持続化、さらに「持続可能な社会」の展望ということからいえば、なんとも打開困難な、いや絶望的ともいえる問題がここに浮かび上がってきてしまうわけである。筆者は都市（社会）の「持続可能な社会」化についても思索を深めなければならないと考えているが、「持続可能な社会」を考えるうえで核心的な問題（の一つ）としてある自然環境と人間社会の関係を再検討するうえで農山村（の暮らし）をじっくりと考察することが決定的に重要であると考えている。したがってまた、農山村の持続可能化が必須不可欠だと考えている。ところが、その山村の持続可能化について、上記のような困難、問題に突き当たってしまったのである。どのように考えればいいのか。どうすればよいのだろうか。ここで大事なのは、「持続可能化」のための施策、手段・方法をいきなり考えるのではなく、山村集落の暮らしの成り立ちやその意味などを徹底的に学び、考察することである。そこから、「考え方」そのものの転換が生まれ、さらに新しい知恵が浮かんでくるのではないかと考えるのである。

3. 農業、山村・集落、そして持続可能な社会とは

筆者は栄村－青倉集落に「持続可能な社会」の手がかりを求めようとしている。なぜか。すでに述べたように筆者はこの 1 年間に栄村を 14 回訪れたが、そこで感じとれるものが、筆者にそういう思いを抱かせるのである。そして、その感覚は筆者ばかりのものではなさそうである。

3-1 栄村を訪れた学生たちの感想

2006 年 8 月下旬、筆者が勤務する大学の学生 16 名が「国内現地研究」という授業科目で栄村を訪れた。プログラムの一環として青倉集落の公民館での交流会も行われた。レポートに記された学生たちの栄村の印象・感想の一部を紹介してみよう。

「特に目立った物は本当に何もない田舎なところ。けれども普段都市で生活している中では触れられないようなものがたくさんあるところ」

「空というか、自分をとりまくものがすごく広く感じました」、「解放感のようなもの」

「五感で『感じる』ことによって得られるものが多い」

「自然が目の前にあって、食は地元のもが使われ、その土の上で生活していることが実感できる」

「野菜の味が濃い、甘い」

「農業とは、その土地の生態系の一部として働き、大きい視野で見れば、その地方全体のライフスタイルを形作るものではないでしょうか」

「村の物語と、現在の村人が直結している」³⁴

さらに、筆者の思いをそのまま書いてくれたともいえるものを、少し長い引用しよう。

「行き交う人達は挨拶を交わし、道端には小さな白い花が咲いている。遠くを見れば頑丈そうな山脈が連なり、高い空が広がっている。川には岩魚がいて、山には熊やカモシカがいる。川原を掘れば温泉がわき、水路を流れる水は冷たくてうまい。

『豊かさ』ということは本来こういうことを意味するのではないだろうか。栄村にある自然は生きていた。自然にある動植物や崖や山や川みんながそれぞれの生を主張していた。また、なにかに遠慮することなく存在する自然となんとかうまくやっけていこうと努力している人間の姿も生き生きとしていた。」

学生たちはわずか4日間、現地に滞在したにすぎない。実際に見ることができたものは限られている。その意味で、栄村の実相を全面的につかめているわけではない。しかし、初めて訪れた際の感想であるだけに、栄村の特長を非常に端的にとらえているともいえるだろう。

また、ある人が筆者にむかって、栄村について、「日本社会にとって、かけがえのないもの」と言ってくれた。まさにそのとおりだと思う。栄村—青倉集落の農業、そして暮らしを少し具体的に見て、その意味を考えてみたい。

3-2 青倉の農作業

受託作業班は 2005 年秋、耕作放棄地となっていた田んぼを耕起し、06 年春、田植えを行った。スジ撒き（栄村ではイネの種籾のことを「スジ」と呼ぶ）の 5 月から刈り入れの 10 月までの半年間の米づくりである。

作業班のメンバーはみんな勤め持ちである。そのうえ、自分の家の田んぼをやっている人もいる。田植えなどの一日がかりの作業は、土曜日・日曜日を選んで行われたが、米作りはそれだけで出来るわけではない。日々の水管理や草とりなどの作業がある。栄村には「ちゃめ仕事」という言葉がある。「ちゃ」というのは食事を指している。「め」は「まえ（前）」が訛ったものようだ。つまり「朝飯の前にする仕事」という意味である。早い人は午前 4 時過ぎには起きて、田んぼに出るといふ。田んぼの世話をし、それから朝食をとって出勤するのだ。夕刻は夕刻で、勤務を終えて帰宅した後に田んぼの様子を見に行く。筆者などは、こういう話を聞くと、「随分と忙しく、大変だなあ」と思ってしまいが、当人らに聞いてみると、それが当たり前の暮らしになっているようだ（かといって、夜、飲みに行くというようなことがないわけではない）。

7 月初めのことだった。作業班が米作りをしている田んぼの大半がある西山田団地に、夕闇が迫る時間帯に行ってみた。作業班の田んぼの一枚の隣で、作業班のメンバーのお父さんが一人で草刈りをしていた。すっかり暗くなってしまうまで、やるそうだ。では、この人は朝から夜まで働きどおしなのだろうか。そうではない。昼食から 3 時ないし 4 時頃まで、昼寝などし、家で休んでいるのだ。

会社勤務の人の「ちゃめ仕事」といい、老父の 1 日の過ごし方といい、いずれも都市の生活には見られないものである。「仕事（生産）は仕事、余暇は余暇」というのではない。農作業という仕事（生産）と暮らし（生活）とが分かち難く一体となっている。また、農作業が自分の暮らし、生き様の一部となっている。「会社勤務の傍らの農作業で大変だが、仕方なくやっている」というものではない。村役場に勤める一方で、自家の田んぼもやり、作業班の一員でもる人が筆者に言った。「オレは農業（現金を稼ぐための業という意味）をやっているというつもりではないです。この農村の景観や環境を守るといふ気持ちでやっています」と。これはなにも「環境保全運動をやっています」といふような意味ではない。「自分が生まれ、育った村をなくしたくない」といふ思いの発露なのである。第 4 節でみるように、農業の構造改革の「担い手農家」中心政策では、兼業農家、とくに第 2 種兼業農家が目の敵のような扱いをされているが、「2 種兼業」と位置づけられる人たちの農、そして

村への思いをまったく理解していない暴論、そして机上の空論だと言わねばならない。

「農作業という仕事（生産）と暮らし（生活）とが分かち難く一体となっている」という点についてもう少しみてみよう。米以外の農産物でもそうだが、米作りは人間がたてた予定表通りに進行するものではない。たとえば、突然、激しい夕立がやってくることもある。田んぼの水が多くなりすぎるかもしれない。家で他のことをしていても、すぐに田んぼの様子を見に行くことが必要だ。「何時から何時までが仕事時間」というような割り切りはできない。逆に、田んぼに出て、農作業をしているからといって、まるで工場労働のように時計をみやりながら、作業効率を気にして作業するというのではない。田んぼで作業している姿を見ていると、見ているこちらまでゆったりした気分になるような長閑さが、そこにはある。

どこの農村集落にもある習慣だろうが、青倉集落には「田休み」という行事がある。田植えも終わって、春の農作業が一段落したところで、集落の人たちが公民館に集まり、タケノコ汁³⁵などを食べながら、農作業の慰労をする集まりである。これなども「生産と生活が分かち難く一体となっていること」をあらわすものである。そしてまた、集落があつてこそその農業であるということをも物語っているといえよう。

3-3 水路とその管理

農業、とくに米作りには水管理が欠かせない。平地部の揚水機場などがある農業用水路の場合も、どの程度揚水し、水を流すかのこまめな管理が必要なようだが、青倉集落の場合、山から下ってくる川の水、雪解け水のみで灌漑しているため、水の水管理はたいへんである。

青倉集落の場合、①春先は川に流れ込む雪解け水を堰から水路に取り込むが、②夏になるにつれて渇水が起こる。そこで、③苦難の大工事で造られた野々海池から山を下る水路を通過して、水を集落の田んぼに流すようにしている。

ここで、水管理をめぐる、つぎのような課題が生じる。

- イ. 各農家は朝・夕に、田んぼの水を見に行く。水があまり来ていないようならば、集落の用水委員に連絡をとる。
- ロ. 連絡を受けた水路委員は、自ら水路の様子を見に出かけ、水が来ていない、あるいは水が足りない原因・理由を調べる。
- ハ. 山の上から下ってくる水路が途中のどこかで詰まっている可能性があるので、標高

300m ぐらいの地点から標高 800~900m の用水の「かけ口」までをずっと見て歩き（「歩く」と言っても、かなり急峻な山を登るので相当にきつい）、詰まっている箇所が発見されれば、それを除去する作業を行う。

（たとえば、06 年 7 月 1 日、当日は午前中、「野々海びらき」の行事があったが、集落の水路委員 A 氏は「水が来ない」という連絡を受けていたので、「野々海びらき」の後、集落の仲間 S 氏とともに、水路の点検に出向いた。当初、「1 時間程度で（集落に）戻る」という話であったが、実際に戻ってきたのは約 3 時間後のことであった。話を聞くと、「かけ口」よりも先の暗渠部分に木の枝などが詰まっていて、それを取り除くのに手間がかかった、とのことであった。）

- ニ. 渇水期を迎えて、水がまったく来ないわけではないが、流量が少ないという場合、野々海池から流す水の量を増やす必要がある。この場合、水路委員は、水利組合で野々海池の水番を務める人に連絡をとって、流す水の量を増やしてくれるよう頼まなければならない。

（野々海池の畔に「水番小屋」がある。2006 年 8 月 28 日午前、学生を連れて野々海池の見学に行ったが、水番小屋の前に軽トラが止まっていた。水番を務める S.H 氏（青倉集落の隣の横倉集落の人）のものだった。前日、青倉集落から「水を増やしてくれ」という連絡が来たので、青倉集落に流れる水の量を増やすために来ておられたのだ。滅多に見る機会がないものだが、野々海池から水路に水を流す弁の調節作業を見せていただいた。）

- ホ. この他、大雨のような事態になれば、各農家が自分の田んぼの水の様子を見るとともに、集落の田んぼ（団地）全体の水の状況を集落として把握し、必要な共同作業をただちに行うことが必要となる。

こうした日々の水路管理のさらに前提として、年に少なくとも 2 回、堰普請が必要である。

- へ. 堰普請とは、青倉集落の場合でいえば、先に言及した標高 800~900m の水の「かけ口」から田んぼのある団地まで、雪解け直後の春の場合であれば、水路に詰まった落ち葉、木の枝、石（かなり大きいものもある）等をすべて取り除く作業を行うものである。

青倉集落のこの用水路の場合（この水路は西山田団地につながる水路。この他に 5 本の水路

がある)、延長 6.0km だが、その大部分は U 字溝を入れたものではなく、土溝である。それだけに手入れは大変である (U 字溝は水の流れが速くなり、下流の方で溢れたりすることがあるのに対して、土溝は流れをゆったりしたものにし、非常に具合がいい。しかも、平坦なものではなく、かなり急峻な山の山腹を下るものなので、作業はいつそうたいへんなものとなる)。

ト. 堰普請は、いわゆる「おてんま」として行われる。集落で農耕に携わる人びとが総出で行うのである。もちろん無償で、出役できない人は出不足金を支払う (青倉集落の場合、実際には、ほぼ全員が出役している)。作業は通常、朝の 5 時から開始される。

以上のような水路管理の問題を、どのように考えるべきだろうか

まず、水路委員について考えてみよう。

水路委員自身も田んぼをやっている。その意味では水路管理は自身の利害に直接に関わるものであるが、その仕事の量・質は、そういう自身の利害をはるかに超えるものである。水路委員は 2 年任期で、集落の中で持ち回りの的に役がまわされる (集落には、集落全体の区長をはじめとするさまざまな委員があり、集落の大人は誰しも、毎年、なんらかの委員を務めることになる)。

水路委員を引き受けるには相当の覚悟が必要だろう。しかし、それが成り立つのは、水路委員を引き受ける個々人の決意がやる気だけによるのではなく、水路に限らず、農耕と日々の暮らしをめぐって、さまざまな事柄が集落の共同作業として遂行されているという、農村の集落的なあり方が存在してこそ、のことなのである。

堰普請も同様である。

堰普請の後は、普請に出た人びとが集って、飲んだり食べたりする場が持たれることが多い。これなども、水路管理という作業が、「作業」一般、「仕事」一般には解消できるものではないことを端的に示しているといえよう。

集落の暮らしのなかで、日頃から培われている関係性というものがあってこそ、普請 (おてんま) は可能となるのである。

さらに、こうした水路管理の作業が、集落をとりまく自然環境と子どもの頃から交わることによって得られる知識・知恵に支えられていることに注目しておくことも重要である。

たとえば、この項で紹介した水路委員の A 氏は、子どもの頃から少年期にかけて、水路が流れる山の中を遊びの場として駆け回り、その自然と親しんできた。木の実をとって「おやつ」代わりに食べたり、木の小枝を折ったときの香りを嗅いだり、水路に棲みつく岩魚

を捕ったり…という経験を重ねるなかで、集落の自然、生態系についての豊かな知識を得、また、道なき道をすいすいと歩き回り、水路の維持作業をすすめる技能を獲得しているのである。

3-4 集落の祭り

祭りとの関係も考えてみたい。

米作りとは直接的には関係ないように思われるかもしれないが、実際に村の祭りに参加させてもらったり、写真を見せてもらったりして感心することがある。

それは、「ピーヒャララ」という祭囃子の横笛を上手に吹く人が、村の大概の集落に4~5名はいることである。その笛の吹き手が平素は役場職員として働いている人だったりすると、余計に感心する。都市部で行われる秋祭りなどを見ると、祭囃子は録音テープによるものが圧倒的に多い。京都でいえば、祇園祭の鉦町の人たちが祇園囃子をやるのを除くと、町の人が笛を吹くということはほとんどない。ましてや、平素はサラリーマンという人が祭りでお囃子をやっているという姿はあまり考えられないことである。

集落の中で育ち、幼少の頃からその祭りに毎年加わってくるなかで、祭りと祭りに関わるさまざまなことを自らの生き様の不可欠の一部としているからこそ、笛が吹けるのであり、そしてまた、集落のさまざまなことを我が事として受けとめ、農耕を可能とするための水路普請等々を自ら担っていくようになるのであろう。

祭りのさまざまな行事の中には子どもが主役のものがあるが、子どもたちは祭りにむけて熱心に練習に取り組む。都会のほとんど祭りの場合、子どもは祭見物をするだけであり、ましてや祭のための練習に何日も費やすなどということはない（村では人口減少、子どもの減少で、この種の子どもの主体の行事の維持にたいへん苦勞しているのだが）。

こういう子どもの頃からの祭りのなかの行事への主役としての参加をとおして、「集落の一員」としてのあり方が培われていくのではないだろうか。

祭りは、自然の季節ごとの変化とともに、季節の変化を人びとに知らせるものである。村の祭りは、いま都会で催されるさまざまな商業的イベントとは異なり、季節の移り変わりと密接な関係がある。そういう祭りと一体となった季節感が集落の暮らしを彩りのあるものとし、自然との交わりとしての農耕、米づくりを可能にする人びとの暮らし方、心性を育て、培っていくのではないだろうか。

3-4 雪とのたたかい

栄村、青倉集落の農業と暮らしは雪を抜きにしては語れない。存在しえない。青倉の積雪のすごさは第2節で紹介したとおりである。

栄村に関心を抱き、村を訪れる研究者や学生にむかって、村の人が必ず言うことがある。「冬に来ないと、栄村はわからないですよ」ということである。筆者は、この教えをうけて、この1年間、少なくとも月1回は村を訪れて、その季節の移り変わりを体験するように努めた。そして、05年12月、06年1月、2月と雪の最も多い時期にも訪れ、ひとまずは「雪の凄さ」のようなものを「わかった」つもりになった。ところが、06年8月に村を訪れたときに、ひとつの「ショック」をうけた。お盆明け早々に、知り合いの村の人が「雪囲い」という冬支度に取りかかる話をしていたのである。筆者の感覚からすると、「つい最近、雪がようやく完全に消えたばかり」と思っていたのに、もう次の冬の準備が始まっているのだ。雪とのつきあいは、それ自体が長い雪の季節(5ヶ月間)だけのものではない。しいていえば一年中、雪とのつきあいがあるのだ。

さて、栄村では、この雪とのつきあい、雪とのたたかいをめぐって、他の市町村には見られない制度が創られている。そのすべてを紹介するだけの紙幅がないので、ここでは「雪害対策救助員制度」のみ紹介しておこう。

栄村では、例年、12月15日から3月31日までの期間、15名の人が臨時公務員として雇用され、民家の屋根の雪掘り³⁶等の作業に従事する。高齢者夫婦二人だけの世帯や、高齢者の単身世帯で、自力では雪掘りが出来ない家の雪掘り作業を、この公務員である「雪害救助対策員」が出勤して無料で行う。「平成18年豪雪」に際して、他市町村では、各家の屋根の除雪が大問題となった。行政が一定の援助金を支給している市町村でも、高齢者が除雪作業を業者に発注すると、豪雪に伴う除雪作業の需要急増・人手不足で手間賃が高騰し、援助金の2倍程度まで跳ね上がったため、屋根の除雪が出来ないというケースが多く見られた。しかし、栄村では、援助金ではなく、雪掘り作業そのものの無料サービスが制度化されているため、高齢者世帯が屋根の除雪が出来なくて困るという事態は発生しなかった。栄村の村政は、〈雪国の暮らし〉ということをも根っこのところに据えて、展開されているのである。

こういう大変な雪とのつきあいなのだが、その一方で、雪は村に、集落に、大きな恵みをもたらすものでもある。3-3でみた米作りの水がそうである。栄村、青倉の米は雪解け水

あってこそのものである。

また、春の訪れとともにさまざまな山菜が一斉に芽吹く。そのうまさ、豊かさは言葉で言い尽くせるものではない。雪の下の地中はじつはかなり温かい。そこでじっくりと芽が育った山菜が、遅い雪解けとともに一斉に地上に芽吹くのである。いい水、いい土、そして雪、この3つの要素が絡まって、豊かな山菜がもたらされる。

雪は科学技術をもってなくせるものではないだろう。また、仮にそのような技術ができたとして、雪が降らない、積もらないということになれば、栄村、青倉の自然と食の豊かさは消滅してしまう。

色んな顔をもつ自然とじっくりと付き合うことによってこそ、雪国の山村の農と暮らしは成り立っているのである。そして、その雪とのつきあい、自然とのつきあいは個人でなしうるものではなく、集落という一つのかたまりがあつてこそ可能なものである。

3-5 集落の風景

青倉集落の農業、暮らしということで、最後に、いまひとつ触れておきたいものがある。それは、集落の風景である。

それは、なにか特別な風景というものではない。集落を歩いていると、ほとんどの家の前や周りに花が咲いている空間がある。あるいは、自家用の少量の野菜をつくっている畑とも庭とも区別がつかないような場所がある。花は、都会などで最近盛んな「ガーデニング」のようなものではなく、農村ではごくごくありふれた花が、おそらくはさほどの手入れなしに育ち、咲いているものである。畑の野菜も結構「絵になる」ものであるし、また、いわゆる「雑草」もきれいなものである。

あるいは、家々の間、各家の前や横には必ず水路がある。かなりきれいな水が流れている。冬などは雪が融けた水が「ゴウオー」という音をたてながら、激しく流れている。そして、家々には必ず「タネ」と呼ばれる池のようなものがある。水路とつながっていて、冬は屋根から下ろした雪をここに入れて、水で融かすのである。

また、集落の中は、結構多くの家屋があるが、都会のように家屋がぴったりとくっついているということは、まず、ない。家屋と並んで農機具などを収める倉庫があることが多く、簡単な作業が出来る場所もある。

つまり、空間がゆったりとしていて、自然の香りや色がある、人間と自然のつながりを感じさせるものが色々とあるということであろうか。

ここで筆者は、J.S.ミルの「停止状態」論の一節を思い起こすのである。少し長いが引用しよう。

自然の自発的活動のためにまったく余地が残されていない世界を想像することは、決して大きな満足を感じさせるものではない。人間のための食糧を栽培しうる土地は一段歩も捨てずに耕作されており、花の咲く未墾地や天然の牧場がすべてすき起こされ、人間が使用するために飼われている鳥や獣以外のそれは人間と食物を争う敵として根絶され、生垣や余分の樹木はすべて引き抜かれ、野生の灌木や野の花が農業改良の名において雑草として根絶されることなしに育ちうる土地がほとんど残されていない——このような世界を想像することは、決して大きな満足を与えるものではない。もしも地球に対しその楽しさの大部分のものを与えているもろもろの事物を、富と人口との無制限なる増加が地球からことごとく取り除いてしま〔う〕……とすれば、私は後世の人たちのために切望する、彼らが、必要に強いられて停止状態にはいるはるかまえに、自ら好んで停止状態にはいることを。³⁷

ミルのこの議論は、「持続可能な社会」というものを考えるうえで、たいへん大事なことを提起していると思う。「持続可能な社会」は、昨今の「循環型社会」論などがいうような「資源効率性」の問題などに矮小化されるべきものではない。自然を「資源」という視点だけから捉え、「無用なもの」はすべて無くすというところに、日本の高度経済成長をはじめとする近代的な開発・発展の大きな問題性があるのである。「無駄・無用（じつはたいへん有用なのだが）なもの」がたくさんある環境が、「持続可能な社会」にとっては大事だと思うのである。

上に描いた集落の中の風景（様子）だけではない。先に「田んぼで作業している姿を見ていると、見ているこちらまでゆったりした気分になるような長閑さが、そこにはある」と述べたが、棚田の畦にはモウセンゴケのような稀少植物、そしてなにといいほどのものではない多種多様な草・花がある。それらと田んぼ（青々としたイネ、秋になって黄金色に耀く稲穂）、そしてそこで作業する人びと、これらのものが織り成す光景がすばらしいのである。再びミルの言葉を引けば、「自然の美観壯観のまえにおける独居は、思想と気持ちの高揚と——ひとり個人にとってよい事であるばかりでなく、社会もそれをもたないと困るところの、あの思想と気持ちの高揚——を育てる揺籃」なのである。

3-6 持続可能な社会と農の営み・暮らし・集落

本節でみてきた、青倉集落の農業のようす、暮らしのようすをふまえて、「持続可能な社会と農の営み・暮らし・集落」ということを考えてみたい。

この点を深く考察したものとして内山節の所論が興味深い。

内山は守田志郎の議論を整理して「農の営みを支える三つの循環と継承」を指摘している。①自然の循環と継承、②地域社会の循環と継承、③「家」の継承と循環、である。①は「森から湧き出した水が水路を辿り、水田に入り、田を流れて次の水田に入りながら稲を育てていく」というようなことであり、②は「農業というものは個人の力だけでは長期にわたっておこないうるものではなく、その地域の自然条件にあった農業とは、やはり地域社会でつくり支えていくもの」ということ、そして③は「『家』ごとにその農地に適した農業があり、作物の最適の加工技術があり、適した一年の労働の系」があるということである³⁸。そして、内山は、そうした農の営みを展開する農家においては「生活・労働・接客が分離できないかたちで連続している」こと、それによって「地域社会が成り立つ」こと、さらに農村風景は自然がつくりだすものであると同時に、その「半分は農村の暮らしの長い時間蓄積がつくりだしたもの」だと指摘している。

本節でみてきたものは、上記の「三つの継承と循環」ということでいえば、主に①と②に関わるもので、③についてはあまり紹介できていないと思われる。が、①と②の要素から③の要素についてもある程度はうかがうことが出来るであろう。

内山は③の「『家』の継承と循環」については、「かつての『家』がもっていた役割を、地域社会が補っていく努力も必要」だと指摘している。それは「家」がもっていたマイナスの側面だけが理由ではなく、農業後継者のなかに非農家出身者が今後増えてくることをも展望しての議論である。青倉集落との関係でいえば、さしづめ、後継者がいない農家・農地の耕作を受託する作業班の試みが、この「地域社会が補っていく努力」に該当する。

内山が「生活・労働・接客が分離できないかたちで連続している」と言っていることについて、筆者の体験をふまえて敷衍してみよう。生活と労働が分離できないかたちで連続していることは、すでに3-2でみたところである。では、「接客」という点はどうか。集落の農家同士の日常的な付き合いの様子は、筆者は正直なところ、まだよく知っているわけではない。が、2006年9月末に、学生3名が青倉集落のあるお宅で、稲刈り作業に参加させていただく機会があった。筆者も同行した。若い女子学生がモンペを穿いて稲刈りに参

加していると、農道を通る農家の人たちが色々と声をかけていく。お世話になった農家の人は、作業を続けながら、あるいは作業の手を休めながら、それにこたえる。ひとときの井戸端会議のようなものである。「工作中だから、余計な私語はしてはならない」という工場の論理は、ここでは通用しない。

また、2006年の5月初めのことであつたが、筆者は、まだ雪が残る青倉集落をぶらぶらと歩き、始まりつつあるスジ播き、苗床づくりの様子を見て廻った。途中で、苗箱を並べた苗床の世話をしている一人の老人に声をかけて、苗づくりについて話をうかがった。もちろん、筆者の素性を明かしたうえで話をお聞きしたのだが、まったく見ず知らずの筆者に対して、色々と説明をしてくださった。これなども、「労働と接客が分離できないかたちで連続している」というものにあたるだろう³⁹。

もちろん、村や集落というものは、ただただ美化しさえすればいいというものではない面もあるだろう。村の集落については、その封建性や閉鎖性のようなことがしばしば指摘、議論されてきた。実際、青倉をはじめとして栄村の集落でも多くの因習が存在し、先人がその打破のために多大な苦勞と努力を重ねてきた歴史がある⁴⁰。また、現在においても、改善ないし変革すべき点が色々あるようである。また、筆者自身、実際に栄村を訪れ、青倉集落の人びとと交わり、その実相に触れるまで、「集落の封建性や閉鎖性」という認識を抱いていた（現在はその認識は相当に、いや、かなり根底的に変わっている）。しかし、集落のあり方に問題点もあり、その改善・変革が必要だということと、農村の基本が集落にあることを否定することとは同じではない。農村・山村は集落の存在なしには成り立たないのである。そして、青倉集落での受託作業班の結成という事実は、集落が、集落と農村・山村の存続、持続化にむかって変革すべきを変革し、成長しつつあることを実証しているのである。

このようにみてくると、栄村、青倉集落のような山村、山村集落の持続化は、集落という地域社会の存在と活動を一つの基軸にして、人間が自然環境と折り合いをつけつつ、生産と生活とを切り離せないものとして営んでいくことによってこそ、実現されうるものであることがあきらかになってくると言えるであろう。

4. 農政改革の概要とその問題点

青倉集落をはじめとする山村とその集落は、国のさまざまな政策の影響を被らずにはいられない。国の政策が集落の人びとが望む暮らしのあり方とは異なる方向性の政策を推進することがあるし、あるいは集落の人びとが望む施策等の展開を妨げることもある。

耕作放棄田で新たな米づくりに取り組む青倉集落の試みをめぐって検討する本稿では、それに直接的な影響を及ぼす国の農業（農村）政策を検討しておくことが必要である。

4-1 新「食料・農業・農村基本計画」と経営所得安定対策大綱、農地・水・環境保全向上対策

国の現在の農業政策の基本的方向性を提示しているのは 1999 年に制定された食料・農業・農村基本法である。同法では「食料・農業・農村基本計画」を策定することが義務づけられているが、2 度目の基本計画となる新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下、新「基本計画」）が 2005 年 3 月に閣議決定された。新「基本計画」では「農業の構造改革」が強く謳われ、「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保」という基本政策が提示されている。これを具体化するものが「経営所得安定対策等大綱」（以下、「大綱」）である。「大綱」は 2005 年 10 月に策定されたが、その中核に位置づけられているのは「品目横断的経営安定対策」である。平成 18 年度白書は同対策を「戦後農政を大きく転換するもの」だとしている。米をめぐっては、同対策に対応する形で、2002 年策定の「米政策改革大綱」を見直し、平成 19 年度（2007 年度）から見直し後の政策を本格始動させるとしている。また、「大綱」とワンセットの政策として「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」の策定が進められている。

食料・農業・農村基本法は、高度経済成長時代の農政のあり方を規定してきた農業基本法（1961 年制定）を廃止し、農政の基本的方向性を大きく転換しようとするものである。同法にはさまざまな問題があるが、ここではとくに 3 点を指摘しておきたい。第 1 は、法の名称に端的に表れているように、「食料」政策を前面に出していることである。直接には BSE 問題など、いわゆる「食の安全性」問題が重大化してきたことを背景としているが、より本質的な問題として、「消費者あつての生産者」という考え方が同法による農政の根幹にすえられているということである。いいかえれば「消費者重視＝市場重視」ということであり、農業（政策）を市場主義の原理が貫徹するものにしていこうとしている。

第 2 は、農業を「担い手農家」中心に再編し、小規模農家、兼業農家の整理（追放）を

狙いとしていることである。現実の政策展開としては中山間地域等について、「集落営農」という形で兼業農家の存続を認める方策も提起されているが、それは中山間地域農業の存続には不十分なものでしかない。農業・農家の実際の動向としては「担い手農家」づくりは政府の狙い通りには進展していないが、農業政策において市場主義の原理が前面化され、「担い手」中心の方向性が打ち出されていることはきわめて重要かつ重大なことである。

第3は、農基法ではみられなかった「農村」政策が「食料・農業」と並ぶものとして位置づけられていることである。この点を高く評価する議論もあるが、しかし、この「農村」政策は基本的には、農基法農政の下で進行した農村の衰退、さらに新法の「担い手」中心農政によって必然的に深刻化する農村集落の崩壊をめぐる諸問題への対応が必要となったことが背景にあるといえよう。この点はじつは本稿の中心論点に関わるものである。

4-2 新農政—構造改革政策の矛盾

平成18年版『食料・農業・農村白書』は、第1部第3章「農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造」の冒頭で、農業集落の現状について、つぎのように述べている。

農業集落は、農業生産面にとどまらず、地域の社会活動をも担う重要な役割を果たしてきている。しかしながら、近年の農家戸数の減少、過疎化や高齢化、混住化等の進行により、その構造は大きく変化しており、農業集落がこれまで担ってきた役割の発揮が難しくなっている⁴¹。

ここで農業集落の構造変化の原因として挙げられている過疎化、高齢化、混住化はいずれも自然的現象ではなく、これまでの農政が招いた破綻的現実である。さらに、この事態をより深刻化させるものが、新法、新「基本計画」で打ち出されている「担い手農家」中心の農政である。

「担い手農家」中心の農政は、集落の農地を少数の「担い手」に集中することを意味する。そのことは、しかし、水路の維持・管理等の集落の共同作業を担う農家の数の大幅な減少を意味する。現に農水省が2005年8月に公表した「資源保全実態調査」によれば、「担い手農家のうち今後の共同活動に問題がないとする割合はわずか2割」⁴²だという。

農村集落の解体・崩壊ともいうべき事態と集落共同活動の困難化は、新農政—構造改革政策の矛盾を集約的に露呈している問題点なのである。

そこで考え出されたのが、「担い手だけでは困難である膨大かつ広範な農地・農業用水等の維持保全に、農業者だけでなく地域住民等も含めた多様な主体が参画して取り組む」⁴³という「地域資源保全管理施策」、具体的には先に挙げた「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」なのである。

4-3 構造改革政策の矛盾の理論的基礎

『白書』は、『農地・水・環境保全向上対策（仮称）』……は、産業政策として導入される『品目横断的経営安定対策』とあわせて地域振興政策として新たに導入されるものである」⁴⁴と述べ、産業政策と地域振興政策のセット化を提示している。

農業政策は、「品目横断的経営安定対策」に集約される「担い手」中心政策を推進する。これは産業政策である。しかし、産業政策では農業の基盤となる集落とその共同活動等を維持できないので、そこに産業政策とは別個の地域振興政策を接ぎ木するというのである。これは、たとえば高度経済成長時代における、石油化学産業などの育成を図る産業政策を展開し、他方で、その基盤整備としてコンビナート地帯形成のための社会資本整備施策としての地域（振興）政策を展開していく、という工業政策の展開構造に類似した構造の政策展開であるともいえよう。だが、農業をめぐるのは、このように「産業政策」と地域（振興）政策を接ぎ木することは本質的にも現実的にも不可能だといわねばならない。農業と集落の現実とはいかなるものかについては第3節で具体的にみてきたが、ここでは理論的な問題を検討しておきたい。

農水省の審議会等で新農政の政策形成において中心的役割を担っている人物の一人に生源寺眞一氏（東大教授）がいる。生源寺は近著『現代日本の農政改革』⁴⁵で自らが中心的に推進している新農政—農業構造改革の「理論的根拠」を提示しようとしている。

生源寺は同書の冒頭でつぎのように言う。

農産物の市場に対する政府の過剰な介入に別れを告げることに、これが目下の農政改革をリードする基本指針である。……多くの先進国に共通する改革の流れである。むしろ、この面で日本の農政は出遅れた。今日ようやく改革の本番を迎えている。もっとも、先進国の農政改革は単純なレッセフェールを志向しているわけではない。農業・農村の果たしている社会的な役割を再評価すること、ここに農政改革の根拠を流れるもうひとつのライトモチーフがある。農業の有する多面的な機能を保全し、

農村の地域経済の活性化をはかる……世に言う市場原理主義は、現代の農政改革の理念と重なり合うわけではない。市場原理主義ならぬ市場活用主義、これが農政改革の基本理念だと言ってよい⁴⁶。

生源寺が主観的には、自らを市場原理主義とは異なる立場にたっているとしていること、そして農政改革を「市場原理主義ならぬ市場活用主義」と位置づけているということ、ここではひとまず認めよう。問題は、そのようなことが理論的・現実的に成り立ち得るのか、ということである。

生源寺は、こうした問題の基底にあるのは「現代農業の二面性」だという。現代農業は「高度に発達した市場経済に深く組み込まれながらも、他方で環境との広い接触面を有し、農業用水や農道といったコミュニティの共有資本に支えらえる面を持つ」⁴⁷のだというのである。

もう少し詳しくみると、「市場経済が浸透したのちの日本の農業生産は、資源の3層の投入構造によって支えられている」⁴⁸とし、最上階の一般市場との交流層（農産物市場）、中層階の農地市場との交流層、そして地上階の基層があるとする。そして、地上の基層階には「市場経済とは異なるメカニズムによって維持される地域資源と、そのような資源から湧出・供給されるサービスが存在する」⁴⁹という。

先にみた、「担い手」中心の「産業政策」としての農業構造改革政策と、「農地・水・環境保全向上政策」という「地域振興政策」との接ぎ木の理論的背景・基礎には、こうした生源寺の「現代農業の二面性」論、「資源の3層投入構造」論があるのである。

生源寺は現代農業が「市場経済に深く組み込まれ」ていることを無条件に前提する。そして、農産物の販売、したがって農産物を生産する農業（農家）は市場の論理に従うことが当然に要求されるとする。しかし、その農業を支える「地域資源」（集落とその共同活動等を指す）は市場の論理では維持されえないので、市場の論理とは異なる論理（原理）に基づく政策を導入するというのである。

だが、農業とはそういうものなのだろうか。第3節でみてきたように、農業（「農の営み」とか「農耕」という方が正確であろうが）は、その農作業の営みのあり方そのものから農村集落やその共同活動、そして農の基盤となる環境が生みだされ、また、そういう集落や環境が農の営みを支えるというものではないだろうか。農産物の栽培は、人びとが農の営みを開始して以来の「農の論理」を捨てて、市場の論理に従いながら、その一方で、「市場経済と

は異なるメカニズムによって維持される地域資源と、そのような資源から湧出・供給されるサービス」を確保するなどということが可能であろうか。逆に言うと、生源寺が「地域資源」、そこから「湧出・供給されるサービス」と規定するもの、すなわち集落とその共同作業、それが生みだし維持する農村環境は、農のあり方を規定するはずである。とりわけ、日本の農業・農村の多くが中山間地域に存在していることを考えれば、なおさらそのようにいえるであろう。

山村集落をみれば明瞭だが、日本の農村集落の多くでは、広くない（さらにいえば、狭隘な）土地を、互いに分け合って、田や畑を営む。青倉集落をみてもそうだが、一軒の農家の田は1ヶ所にまとまっていなくて、飛び飛びに存在している。1枚が5畝程度というような田が3枚、4枚と各所に点在している。作業の合理性、効率性ということだけを考えれば、圃場整備で1ヶ所に集約するのが理想的だ。

しかし、この「飛び飛び」の構造には、集落を成立せしめるうえでの重要な意味が含まれている。集落の田には、深田か乾田か、日当たりがいいかどうか等々、さまざまな違いがある。ある1軒だけが条件のよい田を独占し、別の家には悪い条件の田ばかりが集中するというのでは、集落の共同性は成り立たない。互いが譲り合い、たいがいの家がほぼ均等な条件で農を営むことがあってこそ、集落が成り立つ。そして、そうして形成・維持される集落の存在を基礎としてはじめて水路の維持・管理の「普請」のような集落共同作業も可能となる。

さらに、つぎのことも大事だといえよう。すなわち、農業の本来の姿は、守田志郎が指摘するように、「自分たちが食べるために作物を育て、余ったら、それを売る（分ける）」というものだということである。もとより、社会の近代化の進展とともに、農業・農村は都市（工業労働者等）の食料を確保する食料生産基地としての位置づけをあたえられるようになった。現在では農業はたしかに、基本的には都市部への出荷のための生産を担うものになっている。しかし、農業が完全に市場経済化するとき、農業と農村は本当に成り立つのだろうか。現代日本には、キャベツだったらキャベツだけを大量に栽培（生産）するべく単一品目に特化している地域がある。こういう地域の場合、豊作になると市場での価格が大幅に下落し、生産農家は窮地に陥る。そういう単一品目への特化を国が推進している関係上、価格下落の場合に国から補助金が支給されるが、その条件は市場調整のために大量のキャベツを廃棄処分にすることである。これが農業の正常な状態だとはとても言えない。また、米の生産調整との関係での転作奨励などによって、「これは商品作物として売

れそうだ」という品目に相当の初期投資をして転換する事例がよく見られるが、当初はうまくいったとしても、数年ないし 5 年後ぐらいにはその品目への大手資本の進出や中国からの輸入によって先発農家はたちゆかなくなるというケースが見られる。栄村でも一時期、相当数の農家がキノコ栽培にむかったが、今では多くの農家で経営維持が困難化、撤退している。栄村では「多品目少量生産」を推奨しているが、その原点・本質は「自分たちが食べるために作物を育て、余ったら、それを売る（分ける）」ということにあるといっていだろう。この農業の原点をおろそかにすると、農業は市場の論理に振り回される。そして、農業はそもそも人間が思いのままにモノを作り出せるというものではなく、自然の生産力を土台とし、その自然の営みに人間が介在し、人間の望みをかなえてくれるように自然の営みの世話するものにほかならない。工業のように頻繁に栽培品目の転換をするというようなことにはむいていない。その土地の風土、特性に合わせて、色んなものを少しずつ作るのがいいのだ。そのとき、さまざまな自然の姿が入り混じった農村特有の景観が生まれてくる。市場の論理で農業が支配されるとき、農村景観・農村環境も廃れるのである。

4-4 生源寺の「持続可能な地域社会」論

生源寺は、『現代日本の農政改革』において、中山間地域の問題についても「持続可能な地域社会」という項目で論じている。「単純なレッセフェールを志向しているわけではない」ということなのであろう。

生源寺は現在の中山間地域直接支払制度だけでは「持続可能な社会」は実現しえないとして、「国土保全上の役割の適切な評価に立脚した中山間地域社会のあり方に関する長期的展望」を求める⁵⁰。中山間地域直接支払制度だけでは中山間地域社会の維持が不可能だといっているのはそのとおりである。

だが、生源寺が栄村のような山村、あるいはその中の限界集落化が必至である青倉集落や、青倉よりももっと地理的条件等が悪い栄村秋山地区のような山村集落の維持、存続を考えているのかどうかはわからない。というのも、彼は、「冷静に判断して、中山間地域のコミュニティのすべてをそのまま維持し続けることは不可能である」、「問題の焦点は……後退に歯止めをかける防衛線をどのように設定するかにある」と言っているからである。

さて、生源寺は、この「防衛線」をどこに設定するかを考えるうえで留意すべき「3つの観点」というものを挙げている。第 1 は「地域の所得稼得機会に関する蓋然性の高い見通しを持つこと」、第 2 は「土地利用をめぐる計画的撤退」、そして第 3 は「農村社会の住民

自治のあり方についても、人々の交流圏の広がりに見合った柔軟な考え方があってよい」、ということである⁵¹。

「計画的な撤退」とは、消滅させる集落を計画的に設定するということである。世帯数が数世帯になっているような山村集落は真っ先に「撤退計画」の対象とされるであろう。しかし、すでに2-4で指摘したように、それで「国土の保全」が本当に可能だろうか。この「計画的な撤退」という議論に入った瞬間、生源寺の主観はともかくとして、国土—自然環境の維持ではなく、集落維持のコストという市場経済の論理が優先していると言わねばならないであろう。

また、「地域の所得稼得機会」をめぐる議論も、栄村のような山村とその集落の現実を理解しているとは言い難い。生源寺は、つぎのように言う⁵²。①「山間集落であっても、純然たる農林業から稼得される所得が著しく限定されている」、②「農林業以外の持続的な所得機会や、農林業とタイアップした関連産業の所得機会が地域社会を維持し」、「地域社会が維持されていることによって、地域の小規模な農業も支えられる関係にある。小規模農業が地域を支えているわけではない。この因果関係を取り違えてはならない」と。①の点は事実である。だが、②の点は必ずしも正しいとはいえない。山村集落の所得稼得＝現金収入の確保が農林業以外からの所得によって実現されていることは多くの場合、事実である。しかし、そこから、「地域社会が小規模農業を支えている。小規模農業が地域社会を支えているのではない」と結論することははたして妥当であろうか。筆者はそうは考えない。所得稼得＝現金収入の確保だけを考えるならば、山村の集落に留まる理由はない。生源寺が「小規模農業」と呼ぶ農の暮らし、農の論理をもつがゆえに、人は山村に暮らすのであり、それによって山村の環境、国土の保全が可能になっているのである。「地域社会が小規模農業を支えている。小規模農業が地域社会を支えているのではない」というのは純経済的な次元の話、その意味で市場経済の論理である。生源寺自身が「農業・農村の果たしている社会的な役割」というものの観点からすれば、まさに「小規模農業」こそが地域社会の維持・持続を可能にしているのである。

さらに、「交流圏の広がりに見合った」住民自治の単位の拡大という問題も、山村集落の現実を見ない議論だと言わねばならない。生源寺は集落に代わって「旧村」を「新しい協働の範疇」とするのが妥当だという⁵³。たしかに、山村地域においても道路整備などによって集落をまたぐ人びとの行き来は楽になった。その意味で「山村の住民の行動半径は著しく広がっている」といえる。しかし、同時に、山村集落が山村集落である所以の一つは、

集落と集落とが山で隔たっているということである。栄村の場合でも、たとえば本稿で取り上げている青倉集落と隣の横倉集落の間には山がある。現在の国道 117 号線は大きなトンネルで両集落を結び、車であれば数分でトンネルを抜けることができる。しかし、間に山があることによって、田んぼに引く水の水源も水路も異なり、したがって田植えの時期ひとつをとってもかなりの相違がある。冬の雪をめぐっても違いがある。ましてや、秋山地区に入れば、集落と集落の間はかなり離れていて、地区運動会のような行事はともかくとして、現在の集落を集落として、しかも一定の自律的機能を有する集落として維持することが必要である。そういう自律性を喪失した集落は基本的に消滅するのであって、「協働の範囲が広域化する」ということなのではないのである。

以上に見てきた生源寺の「持続可能な地域社会」に関する議論が、「農地・水・環境保全向上対策」という「地域振興政策」の基底にあるとみてよいだろう。しかし、ここまでの議論で指摘してきたように、それは山村集落の現実をふまえないもの、そして、かなりの山村集落を結局のところ切り捨てるものにならざるをえないと言わざるをえないのである。

5. 山村集落の持続化に何が必要か

山村集落としての青倉集落の農業と暮らしを具体的にみながら、その存続、持続化について考えてきた。そして、現在、政府が進めている農業・農村政策とそれを支える理論は、青倉集落のような山村集落の切り捨てにつながることをあきらかにしてきた。この最後の節では、「持続可能な社会」の実現にとって、青倉集落のような山村集落の存続、持続化がきわめて重要な意味をもつことをあきらかにするとともに、青倉集落－山村集落が抱えている困難を具体的に提示することによって、青倉－山村集落の存続・持続化、さらには「持続可能な社会」にむかって必要な政策課題の一端も提示していくことにしたい。

5-1 持続可能な社会にとっての山村集落存続の重要性

持続可能な社会をめぐる議論は、昨今、盛んである。だが、その多くは「資源効率性を高めた循環型社会」を主張するものが主流である。また、「大量生産－大量消費－大量廃棄のライフスタイルの変革」を唱えることも定番化している。

しかし、そうした議論は、近代化－高度経済成長によって発展した都市社会を中心にす

えた議論であり、山村などに目をむけることは基本的にない。また、農山村に目をむけ、「農村の多面的機能」や「都市－農村の交流・共生」を謳う議論もあるが、それも都市の視点（いや、もっと正確に言えば、都市の利害）から議論するものがほとんどである。そして、「農山村の活性化」のようなことを提起するが、「地域の特産品や伝統文化に着目して、商品化すれば、収入が増え、地域が活性化する」という類の議論が多い。

私たちにいま求められているものは、そうした議論を超えて、①農村や山村とその暮らしが私たち（一都市社会）と「持続可能な社会」論に提起しているものをつかみとろうとすること、そして、②山村社会がいま本当に必要としているもの（政策）が何かをつかみとっていくことにあると思う。この 5-1 ではまず前者の点を議論し、つづいて 5-2 で後者の点を考えてみたい。

持続可能な社会を考えるうえで、山村とその集落について検討することの意義はどういうところにあるのだろうか。

現代社会が多くの環境問題を引き起こしていることをはじめとして“持続不能な”社会と化している大きな原因の 1 つは、自然界と人間世界の関係のバランスを人間中心主義的に崩してしまっていることにある。そのことは、ある意味では誰しもが認めるところであるが、このバランスの崩壊がなにゆえのものかをさらに追究することが必要である。たとえば、近代科学の発展が自然を人間の思うままに改変・征服することが可能だという観念を生みだし、実際、そのように人間が振舞ってきたことが大きな問題だと指摘されている。それはそのとおりだと言えよう。そのことをふまえたうえで、そのことが人間社会のあり方にどのような変化・偏向をもたらしたかをも考えることが求められる。

人間社会の生産や暮らしのあり方、地域社会のあり方、そして文化は本来、非常に多様なものである。なぜならば、人間は自然界を離れては生きることができないが、その自然界の様相は地域、地域によって多種多様であるからである。人間が自然環境と折り合いをつけながら生きていこうとするとき、当然のことながら、その地域に特有の自然環境に相応した生産のあり方、暮らし方、文化が編み出されていくことになる。したがって、生産や暮らしのあり方、地域社会のあり方、文化は地域ごとに多様なものとなるのである。栄村村長・高橋彦芳氏が著書に引用・紹介している地理学者・三澤勝衛氏の言葉は示唆的である。「風土とは大自然である。大地の表面と大気の下底面との接触からなる一大化合物である。此の風土に正しく生きる人によってのみ初めて真にその風土が生かされるのである（傍

点は原文)」⁵⁴。

近代科学によっても自然を全面的に改変・征服することは不可能であるが、その発展がかなりの程度、人間の意思や必要に応じるかたちで自然を改変することを可能にしたことは事実である。そこに、自然環境との関係での生産や暮らし方、文化の多様性を克服すべきもの、克服可能なものと考え、全国、さらには地球上で、西洋近代あるいは工業化社会をモデルとする単一の生産や暮らしのあり方、文化を実現することこそ望ましいとする思考法が生みだされてきたと言えるであろう。

それは単に人びとの思考法の変化だけによって引き起こされたものではない。資本主義経済の浸透・全面化のなかで、すべてのものを商品化し（土地＝自然、人間をも擬制的に商品化する⁵⁵）、無機的な価値と化す“資本”の運動こそが、人びとの思考法そのものまで変えてしまったということが、その基底にある。

その結果、日本では、とくに1960年代の高度経済成長を通じて、生産は工業（重化学工業）中心、人はサラリーマンとして生き、都市に居住する、そして生産と消費が完全に分離し、人びとは「地域社会」においては消費者としてのみ暮らす、そして次第に文化も商品化が進み、消費の対象と化す、という大きな社会変化が生じた。

そうした変化、価値観（生活観）は、当初はテレビを主たる媒体とするマス・メディアによって全国津々浦々まで浸透せしめられ、農村、ましてや山村の暮らしは「遅れたもの、不便なもの」という価値観を生みだし⁵⁶、農村や山村に暮らす人びと自身もまた、その多くがそうした価値観に引き込まれていくこととなった⁵⁷。そのとき、農山村は都市（工業）の論理、資本の論理にふりまわされ、衰退の途を歩みはじめたのである。

過疎問題の深刻化、あるいは山村の衰退という事態に直面して中央政府が推進した過疎対策や山村振興の施策がいつこうに成功してこなかったことには、なんの不思議もないというべきだろう。公共事業による財政撒布、ハコモノ建設中心という政策の発想法の貧困さもあることながら、より本質的には、本来は都市部と異なる自然環境、生活体系を有する山村等の地域に都市的な生産（工業）や生活の論理・仕方を持ち込んでも、うまくいくはずがないのである。都市的な生産や生活を選ぶのだとするならば、なにも「不便で不利な」山村などに留まる必要はなく、都市に移動するのがいちばん「賢明」ということになる。過疎化を食い止められるはずがない。

中世史研究者で山村史を探究している白水智は、つぎのように述べている。

考えてみれば、日本列島は山に覆われ、海に囲まれ、幾筋もの川が流れ、その中流・下流には盆地や平野が広がる。実に多彩な地形から成り立っている。そこでは、その土地土地にあった生業が営まれ、さまざまな生活の類型が存在したはずであった。かつての人々はこういった身の周りの環境を活かしてこなかったはずはない。本来、海辺には海辺の、山には山の、低地には低地の、台地には台地の、それぞれの環境にあった生活が成り立ってきたと考えるのが自然ではあるまいか。⁵⁸

このように指摘したうえで、白水は、「生活文化体系」という概念を提起している。「それぞれの土地で生活するための知恵や技能、衣食住や信仰の類型、それにその土地に適合的に編み出された社会制度などの諸要素」を「生活文化」と呼び、その地域的な全体像を「生活文化体系」という概念で言い表そうというのである。

そして、こんにちの環境問題を念頭に、山村社会（史）をいま追究することの意義を、つぎのように述べる。

世界は前近代とは異なる意味での「高度に安定した循環型社会」、別の言い方をすればある種の安定した「単純再生産」社会に転換する必要があるのではないかと思われる。その際、山村的な時間観念や自分を取り巻く世界（広い意味での環境）の認識のしかたは、ひとつの哲学的指針となるのかもしれない。⁵⁹

きわめて的確な指摘であると思う。

筆者は、青倉のような山村集落から、いま、少なくとも 3 つの点を学びとることが必要だと考える。

第 1 は、第 2 節や第 3 節で紹介・考察してきた青倉集落のような生産と暮らし、地域社会が存在することを知るということ、である。

「平成 18 年豪雪」に際して、筆者が居住する京都で、「栄村の積雪は 3m50cm」と言うのと、多くの方は、「うわー、大変。そんなところ、住めない」と反応する。そして、メディアの報道を真に受けて、「栄村は孤立している。食料もないのでは」などと考えている。雪の中の暮らしの知恵などにはまったく思い至らない。だが、栄村の人びとはその雪の中で、雪とつきあい、日々の暮らしを営んでいるのである。あるいは、第 3 節で紹介した、標高 800m から 400m にかけて山腹をぬう青倉の水路。実際に見てみないと想像もつかないであ

ろうが、しかし、そうして確保される水が米を育て、それを都市部の人びとは食している。なのに、山村の様子を知らないし、なかなか知ろうとしない。そうした水路や山村の存在なくしては、私たちの暮らしは本当は成り立たないはずなのであるが。

豪雪のニュースのみられるように、ただただ「豪雪の大変さ」をセンセーショナルに叫びたてるだけでは、山村の遺棄につながりこそすれ、山村の人びとの暮らしは見えてこない。また、「豊かな自然」をクローズ・アップすることはそれ自体としては大切であるが、やはりそこでの人びとの暮らしへの着目なしには本当の山村理解は生まれまいであろう。

第2は、第1の点をとおして、生産や暮らし、地域の多様性を知ることである。

まずは“多様性”という認識を獲得することそのものが大切であろう。それは、生産や暮らしのあり方そのものの多様性の認識にとどまらない。「便利さ・不便さ」、「豊かさ・貧しさ」というような感覚・概念をめぐることも、多様性を獲得することにつながるし、その獲得が必要である。水汲み・水運びの必要がない水道（蛇口をひねれば水が出てくる）は「便利」だが、それはおいしい水ではない。殺菌剤の臭いが鼻につくような水だ。ところが、水路管理のような“面倒な”仕事がある青倉・山村には本当においしい水が豊富に存在する。これを「豊かさ」と言わずして、なんと言おうのだろうか。このような感覚や認識の転換（転倒）があってこそはじめて、「持続可能な社会」というものを創造的に考えだしていくベースが獲得され得るのだと思うのである。

第3は、この多様性の認識をベースにして、近代工業社会、都市社会そのものを見つめ直す手がかりを得ていくことである。

筆者が考えるのは、山村集落のあり様をすべて理想化し、社会全体が山村社会的なあり方に戻るとか、工業や都市社会を全面否定するというのではない。山村社会のあり様を認識することをとおして、自然と人間の関係（の原点）を見つめ、私たちの生産や暮らしがどのようにして成り立ち得ているのかを再認識することである。食べるものも何もかも、すべてが商品化している現代（都市）社会にあっては、モノ（サービス）はカネによって得られるものとなり、カネが生みだすものであるかのごとく認識されてしまっている。都会に育ち、スーパーの商品棚にある切り身の魚しか見たことがない子どもが、「お魚は切り身の姿で海を泳いでいる」と思っているという、笑って済ますことのできない逸話がある。私たちは日々口にする食物をどのようにして得ているのか。それはカネが生みだすものではなく、自然の恵みであることを認識するならば、行けども、行けどもビルと住宅、そして舗装された道路ばかりで、農地はことごとく一掃されてしまった東京の街の姿の異常さ

が自覚されてこよう。そういう自覚なしに、「屋上緑化」でヒートアイランド現象に対処しようなどという発想法だけでは、都市の「持続可能な社会」化への道はありえないであろう。

持続可能な社会の全体像を本稿で提出するには至らないが、以上のような作業をとおして、「持続可能な社会」を考えるための方法論的・認識論的な反省を獲得していく手がかりが得られるのではないだろうか。

5-2 青倉集落－山村集落が抱えている困難とその解決の途

第2節であきらかにしたように、青倉集落は「限界集落」化が必至である。10年後には現状規模の農業、米作りを継続していくことが困難となり、集落の存続そのものさえが危ぶまれる状況になる可能性がある。

“適正人口”という考え方

その困難の直接的かつ最大の原因は人口の高齢化・自然減少化と若年層の絶対的な少なさにある。ここで、筆者は“適正人口”という考えを提起してみたいと思う。「適正人口」などというと、人口管理政策のようなものが連想され、あまりいい表現ではないとも思うのだが、さしあたり適切な言葉が思いつかないので、ひとまず内容を提起することで、その「欠点」は補いたい。

ここでいう「適正人口」とは、青倉集落が一個の集落として存続できる人口ということである。そして、その「適正」性の指標をどこに求めるかが問題となる。たとえば、「地方の自立」を求める地方財政制度の改編のなかで、青倉を含む栄村全体の財政を維持できるだけの村民税収入をもたらす人口規模、あるいは「高齢者1名を生産年齢層3名で支えられる」人口規模と世代構成など、いろんな指標が考えられうるであろう。しかし、本稿の論旨からすれば、そういう指標は適切とはいえない。山村集落固有のあり方を維持できる人口規模・世代構成ということで、3-3でみた水路の維持・管理を可能とする人口、世代構成を「適正人口」の1つの指標として採りたい。

現在の水路管理は70歳代の人でも普請に参加することで辛うじて成立している。だが、山腹を流れる水路の維持管理作業は相当に厳しいものであり、70歳代の人たちにとってはきついものである。そのことからすると、現状の維持では「適正」とはいえない。現在の65

～75歳の人たちが55～65歳であった10年前の状態がギリギリのところであろう。そして、10年前そのままではなく、その55～65歳層を「頂点」として生産年齢層がピラミッド的に存在し、さらに、その下には学齢期の子どもたちがいるという状態が望まれる。それは青倉集落の1960～70年代の姿だといっているかもしれない。

ところで、山村あるいは過疎地をめぐって、この「適正人口」のようなことが、これまでまったく議論されてこなかったわけではない。1990年以降の過疎対策のあり方を検討した国土庁の過疎問題懇談会での議論がある。そこでは、「過疎地域が国土の半分近くを支えているという認識から、これらの地域に一定の人口を定着させる政策が必要である」とする意見が出された。しかし、同懇談会報告書は、「国としてどこにどれだけの人に住んでもらわなければならないのかという判断に困難がある」として、その意見を斥けたのである⁶⁰。懇談会報告書の見解は一見もっともらしく聞こえるが、そのじつ、経済成長のための都市部への人口集中を肯定・維持しようとしたものにほかならない。筆者の「適正人口」という考えは、国の権力で人の居住地を変更させようとしたりするものではなく、逆に、山村での暮らしを困難化させる（＝人口の都市集中を生み出す）政治的経済的諸要因を取り除き、人が暮らしたいと思うところで暮らすことが可能となる状況を実現しようというものである。

さて、現在の青倉集落の人口構成（表2）をみれば、上に提示した「適正人口」の実現がきわめて困難であることはあきらかである。たとえば35歳以下の人の数の少なさを考えれば、都市部等から20～40歳代の人たちがかなりの規模で移住してこない以上、到底不可能である。もちろん、都市部からの移住者を確保することも考えなければならない。しかし、それは一朝一夕で実現しうるものではない。もっといえば、現に青倉で暮らす人びとが、青倉での暮らしを素晴らしいと思いつつも、その暮らしにさまざまな困難を感じている状況があるが⁶¹、それを放置しておいて、新たな移住者を獲得しようとしても、それは基本的に不可能であろう。ここでは、いま、青倉集落で暮らす人びとが直面している困難を直視し、その打開の方途を探ることを課題としたい。そして、それが集落への新たな移住の実現にもつながるであろう。

栄村と青倉集落が直面している問題の第1は、子どもの教育と若者の進路である。

栄村には現在、小学校が3つ、中学校は1つであるが、児童・生徒数の減少が著しい。現状のままだと、小学校の統廃合が間もなく浮上してくる。村の面積の広大さを考えれば、これ以上の学校統合は子どもの通学－子育てを著しく困難化させる。極端に人数の少ない

学校が子どもの教育、発達にとってどうかという問題はもちろんあるが、学校維持の財政上の必要や全国一律の学校設置基準での判断、安易な統廃合は避けるべきである。

また、栄村には高校がない。隣接市の飯山市にある県立高校か、隣接県・新潟県の県立高校かに通学しなければならない。通学は JR 飯山線の利用が基本だが、1 日 5～6 本の運転でじつに不便である。しかも、冬期は雪のためにすぐに運休になる。国道は除雪されているので、親が車で送り迎えして凌いでいる。大雪で線路の除雪が物理的に不可能というのではなく、合理化で飯山線の栄村にかかる区間が無人駅化されたため、除雪車を退避させるポイント切り替え作業ができないことから、除雪車を走らせると旅客列車を運行せざるをえないということのようである。

そのような不便さがあるのだが、とにかく高校生たちは列車通学をしている。当然、通学費用が発生する。また、栄村の中でもいわば「奥地」にあたる秋山地区の高校生は（とくに冬期の場合）高校所在地に下宿しなければならない。

さらに、高校以上に進学しようとするれば、都市部の大学、専門学校への進学、したがって下宿生活以外の選択肢は存在しない。都市部のように、「地元で進学するか、別都市に進学し下宿するか」という選択の余地はない。

このようにして、栄村での子どもの教育には都市部よりもはるかに多くの経済的負担が発生する。このことが、現金収入を確保できる暮らし方を不可避とさせる。栄村、青倉集落では、本来、米や野菜を自給し、山菜などの自然の恵みを最大限に活かせば、じつはさほどの現金収入がなくても暮らしていくことができる。なにもかもをおカネで買わなければ暮らしができない都市とはちがうのである。ところが、教育をめぐる問題が、そういう山村らしい暮らしを困難にさせているのである⁶²。かなり極端な論かもしれないが、筆者は県立高校の少なくとも 1 校は飯山市ではなく、栄村におくべきだと思う。市部から栄村に通学する生徒がいてもまったくおかしくないと思うのである。高校は人口の多い場所に設置するという、これまでの常識を覆すべきだろう。しかも、栄村のような環境で学ぶ方が、高校生にとってもいい要素が多々あるといえるのではないか。

また、山村の子どもが大学等に進学するにあたっては、国レベルで特別奨学金のような制度が創設されて然るべきである。

若者の進路（就職）をめぐるのは、後で述べるように、山村集落の維持を可能にする財政制度の創出などによって、農の営みで十分に暮らしていけるようにすることが求められる。また、隣接市域等に職を求められるようにもすべきであろう。隣接市域に、山村（集

落)の雇用確保の視点を取り込んだ地場的産業の創出を図る施策の展開、また、山村居住者に農作業のために休暇や短縮出勤を認める雇用条件の創出・確保というようなことも検討すべきであろう。

栄村と青倉集落が直面している問題の第2は、雪とのたたかいである。

栄村－青倉集落は、山村一般ではなく、“豪雪地帯の山村”である。このことをしっかりとおさえなくては、青倉など集落の存続・持続化はありえない。

栄村が他市町村にはない優れた雪害対策の方法・制度を形成・運用していることは、すでに3-4で紹介したが、例年、村は雪害対策におよそ1億3千万円程度の予算を投じている⁶³。2006年度でみた場合、栄村の一般会計予算規模は約28億円であるが、借入金の返済充当分を除いた実質的な歳出額は20億円程度である。そのなかの1億3千万円というのは予算全体の7%程度を占め、かなり大きな額である。「平成18年豪雪」となった2005年度の場合、雪害対策で補正を重ね、雪害対策の総額は1億6900万円に達した。

他方、栄村の一般会計歳入額(28億200万円)の59.1%を地方交付税交付金が占めている。地方交付税交付金額の算定にあたっては「基準財政需要基準額」と「基準財政収入額」との差が計算されるが、この「基準財政需要基準額」は全国自治体一律の基準によるもので、豪雪地帯の自治体で毎年相当の雪対策の財政需要が発生することをまったく考慮に入れない。雪害対策費用は、例年、12月と3月に交付される特別交付金ではじめて交付されるのである。しかし、その交付額をみると、平成16年度(2004年度)の場合、なんとわずか286万2千円にすぎない。豪雪の平成17年度(2005年度)の場合でも、6113万6千円である。これは、栄村に近接する中野市などへの雪害での特別交付金交付額よりもはるかに少なかった。当年は中野市も豪雪であったとはいえ、積雪量は栄村よりもはるかに少ない。国は、「例年の雪害対策費と豪雪で支出が膨らんだ当年の支出額の差額を特別交付金額算出の基準とした」と説明しているという⁶⁴。例年の雪害対策費は一般交付税交付金額の算定にあたって考慮に入れず、特別交付金額の算定においては、栄村が支出している膨大な雪害対策費の大部分を「例年支出している」という理由で特別交付金交付の対象から除外する。ひどい話である。

栄村のように雪とのたたかいに苦闘している山村地域は全国に数多く存在する。市町村合併によって、雪のない(少ない)平地部の「中心市」に吸収されたところでは、合併以前には村役場に確保されていた人手が削減され、「平成18年豪雪」に対処できずに犠牲者

を出す事態も起こっている。

現在の国の国土政策等には「雪とのたたかい」が十分な形では位置づけられていない。国の防災基本計画には「雪害」の項目もあるが、各市町村と幹線道路との接続をいかに確保するかが中心におかれていて、豪雪地域の人びとの雪の中での日々の暮らし（の諸困難）というものが視野に入っていない。また、「平成 18 年豪雪」の際に、被害市町村の自治体関係者が霞ヶ関に陳情に出向いたところ、課題ごとにいくつもの省庁を廻ることを余儀なくされた。政府には雪害について統一的に対処する部門が存在しないのである⁶⁵。

「雪害」というものは、風水害や地震とは異なり、ある限られた時間に一挙に多数の死傷者や家屋の倒壊等の被害が発生するという性質のものではない。長ければ 5 ヶ月間にもわたって雪の中での生活が強いられ、その中でじわじわと寄せてくる重圧、生活の困難、これが「雪害」に特有の性質である。このことが国の施策の視野に入っていないことは、栄村への雪害対策での特別交付金が例年は 300 万円にも満たないということに端的にあらわれている。

日本はじつは世界に類例のない多雪地帯である。「積雪寒冷特別地域」に指定されている地域の面積は国土の 61.6%を占め、その地域に居住する人口は日本の全人口の 22.1%にのぼる⁶⁶。この日本の国土において「持続可能な社会」を考えるうえで、雪の中での暮らしの困難にどのように対処していくかの施策をしっかりと位置づけることが不可欠である。

栄村、青倉集落が直面している問題の第 3 は、上記の雪害対策をめぐる問題の中で述べたこととも関連するが、自主財源の圧倒的な不足である。

栄村の財政の概要は上に紹介したとおりであるが、2004 年以降の「三位一体の改革」による地方交付金削減のなかで、栄村も交付金がすでに約 3 億円減っている。

栄村は、市町村合併をせずに「自律」の道を歩むことを決定した 2003 年、地方交付税交付金の削減も念頭におきつつ、年間約 20 億円規模で財政運営していく行財政改革計画「栄村将来像モデル」を作成・決定している。財政支出の削減だけではなく、集落自治と一体となって「自律の村」づくりを進めるための機構改革⁶⁷も含むものである。

年間財政規模 20 億円というのは、村の行政を維持していくギリギリの線であり、村の自律・持続化にむかって積極的な新規施策を展開することは著しく困難であると言わねばならない。もちろん、栄村といえども「冗費」がまったくないとはいえないだろう。しかし、村の人びとの暮らしとの関係でいえば、たとえば農道の維持・修理は、村は資材の現物支

給のみで、作業はすべて集落の「おてんま」でやっている。また、村会議員の歳費は月額12万円程度まで切り詰められている。

いま、国・総務省は地方交付税の算定基準を簡素化し人口を目安にするという「改革」を始めつつある⁶⁸。そのため、今後の村財政を展望した場合、「栄村将来像モデル」が想定している以上の交付金削減は必至である。長野県内で、また全国各地でも、2006年春までの「平成の大合併」では合併を拒否した自治体がいま、交付税のいっそうの削減をまえにして、「財政自立が困難」という理由から「合併の方向での再検討」を表明しはじめている⁶⁹。また、いわゆる「税源移譲」が進められても、栄村のような人口が少ない山村では税源そのものがほとんどなく、税収増加は見込めない。

栄村 - 青倉集落の存続・持続化のためには、現状程度の財政規模を維持することを最低限としつつ、さらに新たな積極的施策の展開を可能にすべく、いま少しの財政的余裕を確保できるようにすることが不可欠である。先に述べた村の子どもの教育をめぐって、小学校の維持や高校生の通学費の負担軽減など、積極的に考えるべきものであろう。雪害対策をめぐっても、高齢化の進展等を考えれば、現在の支出規模で十分とはいえない。また、受託作業班が作る米、村のさまざまな農作物の販路の確保に村が積極的な手をうっていくことも不可欠であり、一定の財政需要が新たに発生する。野放図な財政規模の拡大は許されないが、栄村のような山村はそもそもが十分な財政を保障されてこなかったのであり、国の「財政改革」の名の下に財政破綻のツケをしわ寄せすることは理不尽である。

筆者は、豪雪地帯の中で、豊かな自然とそれを維持する村・集落の暮らしを維持することに全社会的な意義を認め、それを支えるものとして「山村環境保全基金」のような制度を設け、村が自治的に使える財源を国が保障することを提唱したい⁷⁰。栄村についていえば、せいぜい数億円から10億円の範囲内のものである。現在の山村振興法で「山村」とされている村は全国で755村であるが、これらすべてに同様の措置をとったとして2000億円強～7500億円強の範囲である。山村が日々の暮らしを通じて、自然環境を保全し、都市部の存立に大きな役割を果たしていることを考えれば、これはけっして大きな額ではないだろう⁷¹。ましてや、「仕送りでうな重」などと非難すべきものではない。東京のJR山手線は栄村の隣・新潟県の信濃川の水で水力発電した電気で動いている。信濃川の水は冬期の積雪あってこそのものである。東京の人でこのことを自覚している人はほとんどいない。かりに、栄村などが衰退し、山の維持ができなくなれば、そういう水・水力発電の維持も不可能になるのである。

青倉集落のような山村集落の自然環境と人びとの暮らしがあつてこそ、都市の暮らしと社会が成り立っていることを自覚し、山村の存続・持続化を可能とする財政（制度）のあり方を創造すべきなのである。それは、栄村のような山村の存続・持続化を可能にすると同時に、日本社会全体がその国土の自然環境をみつめ直し、日本における「持続可能な社会」の姿がどのようなものであるべきかを考えていく大きなきっかけともありうるだろうと思われるのである。

1 この挑戦をめぐっては、現地の作業班メンバーとの共同で、「栄村青倉米だより」というニュースを発行している。

2 「限界集落」とは、大野晃氏が提唱して概念で、「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」をいう。大野晃『山村環境社会学序説』（農文協、2005年）。

3 栄村とその「自律する村づくり」については、同村村長・高橋彦芳氏の著書『田舎村長人生記』（本の泉社、2003年）が格好の参考文献であろう。他に高橋彦芳・岡田知弘『自立をめざす村』（自治体研究社、2002年）がある。また、調査研究論文としては、筆者のゼミ生であった渡邊加奈子の卒業論文「“むら”の生きる道」（2005年、非売品の刊行物になっている。京都精華大学で入手可能）、福島ゆかりの修士論文「自律をめざす長野県栄村の集落：その暮らしと自治」（京都精華大学大学院人文学研究科2005年度修士論文集所収）などがある。

4 筆者が青倉集落に入るきっかけとなったのは、注3で紹介した福島ゆかりの青倉集落調査である。本稿は、福島論文で展開されている青倉集落論をうけて、さらに同集落の調査を継続・深化したものである。

5 なお、16名中1名は他県からの移住者で、作業班参加以前にはまったく農業経験がない。

6 青倉集落での田植えは例年は5月中・下旬頃であるが、06年度は雪消えが遅かったので例年よりも2週間程度遅くなった。

7 青倉受託作業班平成17年11月11日付文書「青倉中山間地集落協定に基づく受託作業について」。なお、引用文中の「うけて」は「請けて」の意。

8 協定は、直接支払制度の対象となる「急傾斜農用地」（田の場合は傾斜度20分の1以上）について締結されている。集落居住地周辺の平坦地部分以外の農地が対象で、北坂ノ上、今泉、北山田、西山田、四ッ廻りの5つの団地から成る。また、協定参加農業者31名というのは集落内で農地を保有し、耕作をしている世帯すべての参加を意味する。

9 注7の文書。

10 栄村が独自に進めている圃場整備。国の圃場整備事業のような高額を要さず、農家の希望内容に沿った圃場整備を行う。詳しくは注3の高橋彦芳（2003年）、渡邊加奈子（2005年）を参照。

11 「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域」

12 「林野率が80%以上で、耕地率が10%未満の市町村」

13 この数字は、2006年1月17日現在のもの。データは栄村役場「地区別年齢別人口統計表」による。

14 除雪車で道路を除雪するとき、道の両側に雪が積み上げられる。そのため、道の両側には雪の壁ができる。

15 除雪の対象となったのは西山田線（4.0km）、四ッ廻り線（1.8km）、今泉線（0.5km）、青倉野々海線の4つの農道。うち、青倉野々海線は野々海高原の頂上付近まで通じる標高の高い部分なので、除雪も5月15～16日と、他よりも遅かった。

16 集落は標高約300mで、千曲川とは相当の標高差があり、当時の技術水準では水の汲み上げは不可能であった。

17 この事業は「国費事業」ではあったが、車がいっさい入れない山の中での工事であったことから、工事を請け負う業者が現れず、結局、集落の人たちの手ですべての工事が行われた。それについては、『水内開拓史』（水内開拓農業協同組合、1966年）に詳しい。ただし、『水内開拓史』はいまでは入手困難であるので、さしあたり青倉集落在住の鈴木敏彦氏による「野々海の開拓」（「栄村青倉米だより」第2号、第3号）を参照されたい。

18 農家の兼業化は、全国的には高度経済成長一農基法農政下で圧倒的に進展したものであるが、青倉の場合、本文で述べた農地の狭隘さのため、戦前から村外への勤めなどによって収入を確保することが普通であった。なお、後に詳しく述べるが、青倉集落に居住しながら通勤可能な地域での職の確保の途自体が著しく限られている。

19 表2では、世帯の筆頭欄に60歳以上の父親があがっている世帯があるが、35～55歳の子がいる場合、実質的には子が世帯の中心になっている。そこで、ここでの「世帯主が35歳～55歳の世帯」には、そうした世帯も含めている。

20 この15人の中には、35歳以上の夫がいる女性や、住民票は青倉にあるものの、実際には他市在住の人も含められている。したがって、今後の家としての農業への取り組みという点では35歳以下の「生産年齢人口」はもっと少ないということになる。

21 山村振興連盟ホームページ（<http://www.sanson.or.jp/mp3.html>）データの最終更新日は2006年10月12日。

-
- 2² 2005年国勢調査結果から算出。
- 2³ 1999年の数値。2005年では、総耕地面積が469万haに減少している。
- 2⁴ 山下一仁『わかりやすい中山間地域等直接支払制度の解説』（大成出版社、2001年）、p32-33。
- 2⁵ 「地方は——限界集落から」朝日新聞（大阪本社版）2006年3月27日朝刊。
- 2⁶ 同上。
- 2⁷ 前掲、山下（2001年）、p11、p26。
- 2⁸ 平成18年版『食料・農業・農村白書』、p104。
- 2⁹ 2005年「農林業センサス」
- 3⁰ この点で、ひとつ指摘しておきたいことは昨今の少子化問題をめぐる議論（騒ぎ）である。現在の少子化がこのまま進めば、2050年の日本の人口は約1億人になるといって大騒ぎしているわけだが、そのまえに、農業の衰退—米生産の激減、山村地域等の集落消滅による国土荒廃等によって、日本はその1億人の人口も維持できない社会になってしまうということである。経済界などは主に労働力の確保の観点から少子化を問題視しているのだが、「農あつての経済、都市、社会」だということをあまりにも忘却しすぎていると言わねばならない。
- 3¹ これは故守田志郎氏がくりかえし強調していることである。守田『小農はなぜ強いのか』（農文協、1975年）、『農業は農業である』（農文協、1971年）など参照。
- 3² 現在、政府が推進している農業の構造改革政策（詳しくは第4節で検討する）の中心的施策である「担い手農家」づくりの、米生産での基準でいえば、「効率的かつ安定的な経営」が成立する目安は総経営耕地面積が10ha以上ということになる。これを青倉に適用すると、ほぼその平坦部分すべてを耕地化して、それを1〜2経営が耕作することになる。
- 3³ この「多面的機能」という概念は、昨今の農業・農村政策論議や環境政策論議のなかで、いわば「流行り」のものであるが、筆者はこの概念に対してかなり疑問を抱いている。詳しくは別の機会に論じるしかないが、自然環境と人びとの暮らし、生産活動が織り成すさまざまな諸関係のなかで生み出されているものを、機能（論）的に分解し、その個々の「機能」に経済的評価をあたえるという議論であり、それでは有機的なものとしての農山村の暮らしの全体像を捉えることができないばかりか、近代的な機械論的世界観をあてはめて逆に農山村の暮らしを無機化する危険があるように思われるのである。
- 3⁴ この感想には少し説明が必要であろう。和紙の紙漉き、郷土食「あんぼ」づくり、マタギ、あるいは野々海開拓等をめぐって、村の人たちが非常に詳しく、そして生き生きと語ってくれた。学生たちは、こんなに自分の暮らす土地の歴史をごく普通の人々が詳しく語る姿を、これまで見たことがなかった。また、自分が生まれ、育ったまちは、両親の故郷ではなく、新興住宅地で、自分が生まれ育った土地の歴史を耳にすることがなかった。そういう自分の体験との対比で、このような感想を抱いたものである。
- 3⁵ 栄村の「タケノコ汁」は、直径4〜5cmもあるようなタケノコを入れるものではない。ネマガリダケという山菜を入れる汁である。味噌仕立てだが、サバ缶を入れる独特の味わいのものである。
- 3⁶ 雪の深い栄村では、「屋根の雪おろし」とは言わず、「雪掘り」という。3mを越す積雪ともなれば、雪の中から掘り出すという感じになるからである。
- 3⁷ J.S.ミル（末永茂喜訳）『経済学原理（四）』（岩波文庫、1961年）、p108-9。
- 3⁸ 内山節『農の営みから』（農文協、2006年）、p27。
- 3⁹ こういう経験は、じつは筆者の小学生時代、都市部でもあったものである。学校帰りに時計修理を専門にしている家に「道草」で立ち寄ることがよくあったのだが、その時計屋の親父さんは修理作業の手を休めることなく、しかし、その作業のことなどを色々と話してくれた。いまでは、都市部ではそういう機会はほとんどないと思われる。
- 4⁰ この点については、さしあたり高橋（2003年）第4章、福島（2006年）第2章の記述が参考になる。
- 4¹ 平成18年版「食料・農業・農村白書」、p190。
- 4² 同上、p202。
- 4³ 同上、p203。
- 4⁴ 同上、p204。
- 4⁵ 生源寺眞一『現代日本の農政改革』（東京大学出版会、2006年）。
- 4⁶ 同上、p i。
- 4⁷ 同上、p147。
- 4⁸ 同上、p150。
- 4⁹ 同上。
- 5⁰ 同上、p15。
- 5¹ 同上、p15-17。
- 5² 同上、p15-16。
- 5³ 同上、p16-17。

⁵⁴ 高橋彦芳（2003年）、p12。

⁵⁵ カール・ポランニー（吉沢英成他訳）『大転換』（東洋経済新報社、1975年）、第6章参照。

⁵⁶ 山村振興法は、その第2条で、山村を「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている」地域だと定義し、また、「振興」の「目的」について、「経済力の培養と住民の福祉の向上」（第1条）を挙げている。ここで言う「経済力」はGDPによって指標化されるものであり、「福祉」もまた新古典派的経済学で言うそれであって、やはり市場経済の中での所得等を指すものである。

⁵⁷ 筆者は、この点に関連して、1960年代の村の変化、とくに高度経済成長の影響が農山村部にも浸透してくるなかでの村の人びとの意識の変化を追跡調査してみることは、重要な研究課題だと考えている。村の人びと自身の意識の変化なしには、農山村の市場経済への組み込みと過疎化の進展はなかったという側面があると考えられるのである。

⁵⁸ 白水智『知られざる日本——山村の語る歴史世界』（NHKブックス、2005年）、p19。

⁵⁹ 同上、p261。

⁶⁰ 保母武彦『内発的發展論と日本の農山村』（岩波書店、1996年）、p12-3。

⁶¹ 青倉集落のみならず、栄村全体について言えることだが、栄村の若者は、しばしば言われるような「都会への憧れが強く、村から出て行く」という傾向をあまり示していない。むしろ、村での暮らしを望む若者の方が多いぐらいである。だが、この後に述べるような意味で「職がない」ゆえに県内他市などに転出していくケースが多い。

⁶² 実際に学齢期の子どもをもつ親は、「村ではそんなに現金がなくても食べていくことができる。でも、子どもの教育費のことを考えると、農業だけでは暮らしには成り立たない」と言っている。

⁶³ ここでいう雪害対策費は除雪作業にかかわる費用のみを指している。雪対策に関わる土木建設・工事費等は含まない。

⁶⁴ 2006年春に栄村役場で関係者から聞き取り。

⁶⁵ 栄村村会議員・鈴木敏彦氏によれば、2001年の中央省庁再編以前は、建設省に出向けば、ほとんどすべての課題に対応できる課長級の職員がいたが、「平成18年豪雪」に際しては、そういう対応能力をもった職員・省庁はなかったという。

⁶⁶ 社団法人雪センター「雪みち懇談会提言」（2003年）（<http://www.yukicenter.or.jp/>、2006年2月1日アクセス）

⁶⁷ 役場組織を6課1室1局1委員会から3課（総務課、産業建設課、住民福祉課）1委員会に改編するものである。これについては福島ゆかり（2006年）第3章が詳しい。

⁶⁸ 人口とともに面積も考慮するとされているが、基本はあくまでも人口である。人口約2500人の栄村にとって非常に厳しい事態である。

⁶⁹ 栄村をめぐるのは、長野県知事の交代、隣接市・飯山市の新市長（2006年9月就任）がいずれも合併推進の立場を表明しており、栄村を取り巻く情勢は厳しくなっている。これに対して、高橋栄村村長は「村は独自の道を進む」と意思表示している（津南新聞、2006年9月9日）。

⁷⁰ この「基金」を構想していくうえで、EUの「構造基金」が1つの手がかりとなると思われる。また、この「基金」による山村自治体への自主財源保証が、いわゆる「ハコモノ」事業などに使われることを防止するには、中央省庁の介入ではなく、山村自治体相互レベルで検討・協議・監視を行う自治的システムの創出、そこへの第三者（市民代表や研究者など）の介入を検討すべきだろうと考えられる。

⁷¹ 現在の国の財政状況の中で、2000億～7500億円にのぼる新規の歳出枠を確保することはきわめて難しいと思われるであろうが、現在、「山村振興関連予算」として、農水省など9省庁の縦割りで支出されている特別交付金、補助金等を整理・廃止し、山村自治体の自主財源とすることなどを検討すれば、十分に実現可能だと考えられる。